

## 第一百二十三回

## 参議院商工委員会議録第八号

(一四二)

平成四年四月二十三日(木曜日)  
午前十時一分開会

四月十六日

委員の異動

四月十七日

辞任

肥田美代子君

吉田達男君

補欠選任

梶原敬義君

出席者は左のとおり。

委員長

山田健一君

岩本政光君

中曾根弘文君

秋山篤君

松尾敏君

福間知之君

井上計君

委員

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

柳沢勝君

内藤正久君

渡辺修君

岡松壯三郎君

堤富男君

南学政明君

桑原茂樹君

小野博行君

常任委員会専門員

事務局側

○政府委員(堤富男君) 先生のおっしゃる点が、この法律のある意味で重要なポイントだったと思ひます。十八年前に先人の皆様方がこの法律をつくったときに、中小企業近代化促進法という法律があるわけでございますが、そういう近代化という手法にはなじまない、古い、手づくりでやることを伝統として残していくところがポイントだつたわけでございまして、この近代化をしない、しかしこの人たちに対する施策を講じる必要があるということであつたと思ひます。

最近、若い人たちの間でも俗にクラフトブームというようなことでございまして、機械、設備に面と向かうというのでは本当の生きがいはない、むしろ伝統に根差した手づくりというところに一つの生きがいを見出すというような生き方もございます。数字を見ますと、確かに毎年三千人から四千人減っているわけでございますが、もう少し細かく見ますと、六千人ぐらいがやめて三千人ぐらゐ向かうといふにも見えるわけでございまして、我々としては、そういう点をねらつていろいろ施策を講じたいと思っているわけでございます。

その施策の具体的な内容といたしまして、先ほど申し上げました支援計画、これは後継者育成のためのものを今回新たに新しい計画と起こしまして、公益法人という形で一種の常設的な機関をつくり後継者の育成をする、しかもカリキュラムは基本的には若者を中心としたものにしていきたいというふうに考えておる次第でございます。これに対する税制あるいは金融上の措置もあわせて講じてまいりたいと思っておる次第でございます。

○吉田達男君 伝統的工芸品産業審議会という通産省が設置された審議会があります。ここは権威を持つて伝産法を維持しておられるわけであります、この中の二十人の委員はそれぞれの道の練達の方であります。ここがこの伝統産業の日本文化における位置づけ等々について権威を持つていらっしゃる。そこで、近代化についてこれじや指定ができない、こういうようないろいろ意見があ

り得る。当然、審議会ですから意見が出ないので、いけないので、あるんです。その兼ね合いが、今の難しい経済情勢の中で伝統産業といえども近づいたときに、中小企業近代化促進法という法律があるわけでございますが、そういう近代化という手法にはなじまない、古い、手づくりでやることを伝統として残していくところがポイントだつたわけでございまして、この近代化をしない、しかしこの人たちに対する施策を講じる必要があるということであつたと思ひます。

○政府委員(堤富男君) 今までの伝統工芸審議会は、当然のことながら現在の伝産法をベースに考えておるわけでございまして、この基準につきまして一つの基準を持つておつたわけでございまして、十企業以上または三十人以上というようなことを原則とするということで運用しておられたわけでございます。例えば、少なくない数という意味でいきますと、十企業以上または三十人以上というようなことは近代的でないかもわかりませんが、要するにだんだんと修業をして一人前になつていくのに、今の伝統工芸の修業ということになれば、三年、五年からなければ製品としていわば世に問うものがレベルに達しない、親方の目でいくと達しない、こういうことに現状がなつておるんですが、その間、利益を十分に生み出せない若い後継職人を抱えて、さほど大きな伝統工芸の事業主はこれを将来を目指して育てなければならぬ。これは経営的にも大変なリスクであります。

ただ、先生のおっしゃるような意味の近代化といふことで手工業的な部分を放棄して新しい機械をどんどん導入するということではなくて、そことの兼ね合いを十分つけていくということは、今度の新しい改正法の中ではそれなりに考えていく必要があります。

特に、今回新しく起こしました伝統的工芸品の技術、技法あるいは製品を活用する計画というのをつくりましたが、これは、従来伝統工芸品を純粹にそれだけを取り出して振興しようという考え方から、そういうものを使つた新しい製品についてはこれを一つの施策の対象に加えていくといつしますと、産地自身が活性化をするのではない

か。そういう実が上がるということがいろんなところの実例としても見られますので、そういうものもあわせて活用していくことによって総合的な、複合的な産地形成の形も今回の一つの大きな改定点の重要なポイントだと思っております。

○吉田達男君 それでは、そういうことで近代化でなければならぬとか、こういうところはどういうふうに見直されるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それは、後継者を育てようといつてもまず雇用しなければならないですが、雇用してからの問題であります。この入つた人は、職人という言葉は近代的でないかもわかりませんが、要するにだんだんと修業をして一人前になつていくのに、今の伝統工芸の修業ということになれば、三年、五年からなければ製品としていわば世に問うものがレベルに達しない、親方の目でいくと達しない、こういうことに現状がなつておるんですが、その間、利益を十分に生み出せない若い後継職人を抱えて、さほど大きな伝統工芸の事業主はこれを将来を目指して育てなければならぬ。これは経営的にも大変なリスクであります。

また、働いていく若者にとりましても、昔のよなマニュファクチャーワーのでち奉公ではありますせんですか、適切な時間あるいは適切な労賃等々もなければ続かないわけであります。その矛盾をどう克服するかについて、今までこの事業の推進に当たつては事業協同組合等々がなすといふことでそれで指定を受けておりますから、その前提に立つてであります。そもそもが税金を補助してもうういうことは相なりませんが、事業協同組合が認可を受けて、公共的なものとして一つの社会的な存在としての仕事をされながら日本の伝統産業の技術をつないでいく、こういう点に立つならば、ここにおける事業協同組合を通してその後者に対して労賃等々に相当するものを助成、育成されなければならないがが。

それから第二番目に、従来からもその研修につきましては、産地の事業協同組合を通じまして後継者育成事業費補助金ということで、最近では七千円ぐらゐの予算が計上されておりますが、そぞもなければ続かないわけであります。その矛盾をどう克服するかについて、今までこの事業の推進に当たつては事業協同組合等々がなすといふことでそれで指定を受けておりますから、その前提に立つてであります。それが、個人が税金を補助してもらうということは相なりませんが、事業協同組合が認可を受けて、公共的なものとして一つの社会的な存在としての仕事をされながら日本の伝統産業の技術をつないでいく、こういう点に立つますが、この中の二十人の委員はそれぞれの道の練達の方であります。ここがこの伝統産業の日本文化における位置づけ等々について権威を持つていらっしゃる。そこで、近代化についてこれじや指定ができない、こういうようないろいろ意見があ

したが、一時的な奨励金というよりも、本質は、労賃にかわるものと継続的な一定の同年代の若者としては育たないので、そういう制度をひとつと社會生活をしながら十分やつていいけるというプライドを維持するに足りるものを見つければ後継者としては育たないので、そういう制度をひとつ十分検討され創設願いたいと思うであります。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるような意味で、若手の後継者を育てる期間が、大変この伝統工芸品の産業は慢妊期間といふんでしょうが、修業期間が長いということがいろんな意味での問題であります。そこで、その修業期間を少しでも短くするということがます大事だと思っております。

そういう意味では、今回支援計画などをつくりまして、その修業期間を少しでも合理的に、徒弟制度でさうきんがけからとというような形でなく、現代的なカリキュラムをつくるて少しでも短くするということがます大事だと思っております。

それから第二番目に、従来からもその研修につきましては、産地の事業協同組合を通じまして後継者育成事業費補助金ということで、最近では七千円ぐらゐの予算が計上されておりますが、そぞもなければ続かないわけであります。その矛盾をどう克服するかについて、今までこの事業の推進に当たつては事業協同組合等々がなすといふことでそれで指定を受けておりますから、その前提に立つてであります。それが、個人が税金を補助してもらうということは相なりませんが、事業協同組合が認可を受けて、公共的なものとして一つの社会的な存在としての仕事をされながら日本の伝統産業の技術をつないでいく、こういう点に立つますが、この中の二十人の委員はそれぞれの道の練達の方であります。ここがこの伝統産業の日本文化における位置づけ等々について権威を持つていらっしゃる。そこで、近代化についてこれじや指定ができない、こういうようないろいろ意見があ

ります。特に、今回新しく起こしました伝統的工芸品の技術、技法あるいは製品を活用する計画というのをつくりましたが、これは、従来伝統工芸品を純粹にそれだけを取り出して振興しようという考え方から、そういうものを使つた新しい製品についてはこれを一つの施策の対象に加えていくといつしますと、産地自身が活性化をするのではない

の研修所を終えてから仕事を始めてなかなかすぐ仕事は自分でできない、しかし賃金はもらいたい、こういう人たちのためにある程度の期間、三年とかそういうオーダーの期間だと思いますけれども、その間にわたって奨励金的なものを出すという案を今考えておるわけでございます。労働者自身が、伝統工芸品の産業という少なくとも市場経済に乗った産業としてベースができるということを一つの方針としておりますので、余り継続的な補助というのは我々としては避けたいと思っている点はございます。

○吉田達男君 前進的に御検討をいただきたいと思います。

このたびの改正案には、手づくりカレッジといふのは地域手づくりカレッジとか、こういう新しい

芽がございます。これは大いに期待をするものであります

ありますが、伝統産業の指定を受けているものを確認されるのだと思いますが、まだその指定を受けていないものが実は幾つもあって、格はあるんだけれども、さつきの指定基準に適合しないためにだんだんと衰微してしまう。ただ、地域としても日本の産業文化史としてぜひ保存したいという気持ちもあり、またそれにこたえる使命もある、こういう状況であろうと私は今日見ておるのであります。この未指定の方々も積極的にこのビレッジやカレッジに参入、参画できるような施策をとられるような準備はどうなっているか。

また、未指定の方々がそういうことを通して、さらに適合を受けて指定をされた伝産法の恩典を受けられるようになります。そのため、伝産法の方も歩み寄つていただきたい。基準において一部見直され

る業種等もございましたが、伺うところでは、例え江戸以前とか、団地化の集積度の集密度とい

いますか、これもやっぱり問題になるとか、人数だけでなくていろいろ条件がござりますが、こういう点についてもまた歩みと寄りが見られるよう

な形でこれの運用を願い、新しい制度に進んでも

らいたいと思いますが、これについては、どうい

うお考えでございましょうか。

○政府委員(堤富男君) まず、手づくりカレッジ、ビレッジについての問題から申し上げたいと

思います。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいて

つくられる研修所をこういうような言い方をして

おるわけでございます。それからビレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそ

れをやっているところを見せる工房的なもの、さら

に、さらにそれ全体が観光施設としての意味もあ

るというようなものを手づくりビレッジという言葉で申し上げておるわけですが、これはいずれに

いたしましてもかなり費用もかかる、割合アプロ

ジェクトとしてはそれ相当に大きいものでござい

ますので、恐らくこれを実施する方々というの

は、現在伝統工芸品としての指定を受けている産

地がまずやるということになろうと思います。

ビレッジの方々年に数件、カレッジはとりあえず

ず年に一件ぐらいを今考えておりますが、大きな

産地から始まるのではないかというふうに思つて

おります。ただ、実例を見ましても、大きな产地

がやるときにその周りにあります県の指定産品あ

るいは指定されていないけれども伝統工芸品的な

味を持つたものを一緒に巻き込んでやるというよ

うな格好での計画を幾つか私たちも目にしており

まして、実際のやる過程では指定されていないも

のもビレッジ、カレッジの中に巻き込まれて実施

をされるという可能性は十分あるというふうに考

えております。

それから、第二の御質問でございます指定要件

の問題でございます。

確かに、伝統のあるというところでおおむね百

年を一つのめどとする、あるいは先ほど申し上げ

いました三十人以上の従業員または十企業以上の産

地、これは十八年前にこの法案を議員立法でおつ

くりになりましたときにそういう考え方でいこう

ということ、これを我々踏襲させていただいておるわけですが、いずれにしても、運用

上は原則としてという言葉が入つておるわけでござります。そういう原則としてところを業

種業態に応じましてこの指定の要件の彈力的運用

ということは考えてまいりたいとは思つておるわ

けです。

それから、現在、伝統工芸品産業振興法として

指定されているものだけを振興するわけではございませんで、県段階では県としての施策が指定地

以外のものについては行われておりますし、また

伝統工芸品振興協会の事業の中では、我々の言葉

で小規模産地という言葉を使っておりますが、指

定以外のそういう産地につきましても、奨励金の

交付ですか、展示会への一緒の参加ですか、そういうことは実際上やつておる次第でございま

す。

○吉田達男君 今、カレッジの施設費あるいは伝

統産業会館の以前からあります建設費等要項を見

まして、山が四千五百万円あるいは五千五百万円、これに

地元負担等々があるために全体の計画の国費は三

分の一あるいは四分の一にとどまつておるわけでござりますね。ということは、今の時期で伝統産

業という一つの大きい工程の流れを展示して、建

物だけじゃなくて、そこに道具も必要し、工程の

説明も必要し、宣伝すれば印刷費も必要し、什器・

備品も要りまして、私はこの金額は、よその省が

やつておるいろいろな施設に比べれば四千万、

五千万というのではなくて、そこには道具も思ひざるを得ないんです。ちょっととした箱物、まあ民家の

のちょっと大きいぐらいのものでしかない。これ

では、意志を持つて意欲的な普及を開拓していく

ということの仕事が十分に果たされないんじゃない

いかなうんです。

これについては、また維持についても指定して

いる伝産組合等の力をもつてしなければ運営でき

ないということをつきおつしゃつていらつしゃ

いましたが、そのとおりであつても、それを維持

している、指定を受けている組合でもさほど強い

わけじゃないんであります、これのランニング

する費用でも大変であります。せつから私づくれ

ば、魂を入れて生かさなければならぬわけであり

ますから、この点について、建設費、運営費につ

いてなお積極的な私は対応をされるべきだと思つ

のであります、現状に照らしてこの金額は低い

と思いませんか。もつと積極的にやられるべきだ

と思いませんか。また、これを生かそうと思えば、

もっと維持費が要るんじゃありませんか。その辺

の御見解を聞かせていただきたいと思います。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいて

つくられる研修所をこういうような言い方をして

おるわけでございます。それからビレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそ

れをやつているところを見せる工房的なもの、さ

らに自分でそれをつくるという体験ができるも

の、さらにそれ全体が観光施設としての意味もあ

るというようなものを手づくりビレッジという言葉で申し上げておるわけですが、これはいずれに

いたしましてもかなり費用もかかる、割合アプロ

ジェクトとしてはそれ相当に大きいものでござい

ますので、恐らくこれを実施する方々といふのは

は、現在伝統工芸品としての指定を受けている産

地がまずやるということになろうと思います。

ビレッジの方々年に数件、カレッジはとりあえ

ず年に一件ぐらいを今考えておりますが、大きな

産地から始まるのではないかというふうに思つて

おります。ただ、実例を見ましても、大きな产地

がやるときにその周りにあります県の指定産品あ

るいは指定されていないけれども伝統工芸品的な

味を持つたものを一緒に巻き込んでやるというよ

うな格好での計画を幾つか私たちも目にしており

まして、実際のやる過程では指定されていないも

のもビレッジ、カレッジの中に巻き込まれて実施

をされるという可能性は十分あるというふうに考

えております。

それから、第二の御質問でございます指定要件

の問題でございます。

確かに、伝統のあるというところでおおむね百

年を一つのめどとする、あるいは先ほど申し上げ

いました三十人以上の従業員または十企業以上の産

地、これは十八年前にこの法案を議員立法でおつ

くりになりましたときにそういう考え方でいこう

ということ、これを我々踏襲させていただいておるわけですが、いずれにしても、運用

上は原則としてという言葉が入つておるわけでござ

ります。そういう原則としてところを業

種業態に応じましてこの指定の要件の弾力的運用

ということは考えてまいりたいとは思つておるわ

けです。

それから、現在、伝統工芸品産業振興法として

指定されているものだけを振興するわけではござ

いませんで、県段階では県としての施策が指定地

以外のものについては行われておりますし、また

伝統工芸品振興協会の事業の中では、我々の言葉

で小規模産地という言葉を使っておりますが、指

定以外のそういう産地につきましても、奨励金の

交付ですか、展示会への一緒の参加ですか、そういうことは実際上やつておる次第でございま

す。

○吉田達男君 今度のカレッジの施設費あるいは伝

統産業会館の以前からあります建設費等要項を見

まして、山が四千五百万円あるいは五千五百万円、これに

地元負担等々があるために全体の計画の国費は三

分の一あるいは四分の一にとどまつておるわけでござ

りますね。ということは、今の時期で伝統産

業といつ一つの大規模な工程の流れを展示して、建

物だけじゃなくて、そこに道具も必要し、工程の

説明も必要し、宣伝すれば印刷費も必要し、什器・

備品も要りまして、私はこの金額は、よその省が

やつておるいろいろな施設に比べれば四千万、

五千万というのではなくて、そこには道具も思ひざ

るを得ないんです。ちょっととした箱物、まあ民家

のちょっと大きいぐらいのものでしかない。これ

では、意志を持つて意欲的な普及を開拓していく

ということの仕事が十分に果たされないんじゃない

いかなうんです。

これについては、また維持についても指定して

いる伝産組合等の力をもつてしなければ運営でき

ないということをつきおつしゃつていらつしゃ

いましたが、そのとおりであつても、それを維持

している、指定を受けている組合でもさほど強い

わけじゃないんであります、これのランニング

する費用でも大変であります。せつから私づくれ

ば、魂を入れて生かさなければならぬわけであり

ますから、この点について、建設費、運営費につ

いてなお積極的な私は対応をされるべきだと思つ

のであります、現状に照らしてこの金額は低い

と思いませんか。もつと積極的にやられるべきだ

と思いませんか。また、これを生かそうと思えば、

もっと維持費が要るんじゃありませんか。その辺

の御見解を聞かせていただきたいと思います。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいて

つくられる研修所をこういうような言い方をして

おるわけでございます。それからビレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそ

れをやつているところを見せる工房的なもの、さ

らに自分でそれをつくるという体験ができるも

の、さらにそれ全体が観光施設としての意味もあ

るというようなものを手づくりビレッジという言葉で申し上げておるわけですが、これはいずれに

いたしましてもかなり費用もかかる、割合アプロ

ジェクトとしてはそれ相当に大きいものでござい

ますので、恐らくこれを実施する方々といふのは

は、現在伝統工芸品としての指定を受けている産

地がまずやるということになろうと思います。

ビレッジの方々年に数件、カレッジはとりあえ

ず年に一件ぐらいを今考えておりますが、大きな

産地から始まるのではないかというふうに思つて

おります。ただ、実例を見ましても、大きな产地

がやるときにその周りにあります県の指定産品あ

るいは指定されていないけれども伝統工芸品的な

味を持つたものを一緒に巻き込んでやるというよ

うな格好での計画を幾つか私たちも目にしており

ます。これから運営していく上で、建設費、運営費につ

いては、恐らく八億円ぐらいいの範囲内で金利ゼロのお

金が講じられるわけでございまして、そういうも

のをあわせて活用して実を上げていただくとい

うよ。それから、この点についても、この金額は低い

と思いませんか。もつと積極的にやられるべきだ

と思いませんか。また、これを生かそうと思えば、

もっと維持費が要るんじゃありませんか。その辺

の御見解を聞かせていただきたいと思います。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいて

つくられる研修所をこういうような言い方をして

おるわけでございます。それからビレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそ

れをやつているところを見せる工房的なもの、さ

らに自分でそれをつくるという体験ができるも

の、さらにそれ全体が観光施設としての意味もあ

るというようなものを手づくりビレッジという言葉で申し上げておるわけですが、これはいずれに

いたしましてもかなり費用もかかる、割合アプロ

ジェクトとしてはそれ相当に大きいものでござい

ますので、恐らくこれを実施する方々といふのは

は、現在伝統工芸品としての指定を受けている産

地がまずやるということになろうと思います。

ビレッジの方々年に数件、カレッジは一如既

て年に一件ぐらいを今考えておりますが、大きな

産地から始まるのではないかというふうに思つて

おります。ただ、実例を見ましても、大きな产地

がやるときにその周りにあります県の指定産品あ

るいは指定されていないけれども伝統工芸品的な

味を持つたものを一緒に巻き込んでやるというよ

うな格好での計画を幾つか私たちも目にしており

ます。これから運営していく上で、建設費、運営費につ

いては、恐らく八億円ぐらいいの範囲内で金利ゼロのお

金が講じられるわけでございまして、そういうも

のをあわせて活用して実を上げていただくとい

うよ。それから、この点についても、この金額は低い

と思いませんか。もつと積極的にやられるべきだ

と思いませんか。また、これを生かそうと思えば、

もっと維持費が要るんじゃありませんか。その辺

の御見解を聞かせていただきたいと思います。

手づくりカレッジ、今度の支援計画に基づいて

つくられる研修所をこういうような言い方をして

おるわけでございます。それからビレッジと申しますのは、伝統工芸品の販売、それから実際にそ

れをやつているところを見せる工房的なもの、さ

らに自分でそれをつくるという

予算の使い方をされます。政策省でありますから、箱物をつくるのが仕事というわけじゃありませんけれども、やっぱりそれは必要なものは必要としてされるべきだと思うのでございます。本当にこの国費の負担の三分の一にしても四分の一にして、この比率はもつと改善されねばなりません。金額もふやすべきだと思います。中小企業の予算の比率が少ないということはいろんな機会に言われますし、通産省も大きい社会的な認知を受けておる主要省であり、あるいは主要閣僚であるわけでありますから、それにしても予算が少ないと。

その予算の中を見ると、例えば融資事業というのがかなりの予算が計上されていて、これは帳面づらは通つて予算是膨れでいるけれども、後で借りた者が返すというものですから、事業部の方の予算の使い方にすれば中身としては本当に受け取つてやつたという事業になりにくいく。それはそれなりに意義はあることありますが、この会館を建ててあるのはカレッジを建ててやると、こういう方針を立てたからには、これはもつと積極的に箱物であつても趣旨を全うするぐらいのものはぜひ持つていただきたい。これは、御判断は大臣になると思ひますけれども、意気込みとしては私は十分持つていただきたいと思うのであります。

統いて、質問をちょっと変えますが、この伝統産業でつくつたものを売つていくという作業についてであります。

今は、お客さんのニーズというものがあればそれにこたえて生産して経済の歯車が回る、こういう仕掛けでありますが、えてして職人というものは腕の方は立つけれども、物を売るという方は、天は二物を与えずという片面がありまして、值切つたりされるとけちをつけられたと怒つてしまふぐらいなもんで、なかなかいいんです。この需要喚起についてどうなのか、需要をどう促進していくか。また、一く者の職人のおやじは、おれのつくつたものがいいんだ、先代の名人の親

方がつくったものを受け継ぐのがいいんだといふことがかなり固定的になつております。ところが、ニーズは変わつてまいります。例えば、このいすは、材質が五千円で手間代が五千円かかったと、だから一万円が原価だけれども、このデザインだから五万円でも売れる、このデザインだから千円でも売れないといふようなものでありますね、物が。ということは、伝統産業といえども近代の経済生活にフィットするものをつくり出していかなきやならぬ。こういう点について、デザインはどうか、需要拡大はどうか、こういう点にどういふような施策をもつて取り組まれようとしておるか、その辺についてお伺いいたしたいと思います。

と。これはもちろん、例えば従来のつくっていたものと違った商品をつくっていたらという新商品というところにウエートを置いた施策でござります。これを通じての活性化というのも今回の施策の中心でございます。

簡単に申し上げますと、従来が、メーカーに注目し、かつ伝統工芸品にだけ注目した純粹培養型というんでしようか施策だったものを、さらにメーカーだけでなく販売事業者、そういう人たちとの提携、あるいは現代産業との提携、消費者との交流、そういうふうに横に広げていくべきではないか。さらに、伝統工芸品だけではなくて、伝統工芸品を活用した商品まで活用していくといふ、そういう面の商品での広がりも含めて、簡単申し上げますと、純粹型からやや複合型、総合

○吉田達勇君 それでは、伝産法について大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

こうして努力して伝統産業の振興を通産省は図つております。また業者も我々もそれを成功させようとしておりますけれども、期待すべくしてこの生産高といふものは近代産業の中にはて大変に伸びるというわけにはいきない、自動車や弱電のような経済の主流になるということはあり得ない産業でございます。しかし一方で、日本民族のこの産業文化とか技術、こういうものを現在につなぎ、生かしてきた、そして将来にまた展開させよう、こういう意味での伝統産業の意義といふものはまた見直されて十分深いものがあろうと思うのでござります。今、伝統産業法の改正を上程された大臣の所見をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 今いろいろ政府委員から御説明を申し上げましたが、「一言で申し上げれば、私は、とわなる 美しき、とうとく、価値あるものを守り保ちながら、また未来に向かつて、このとわなる、美しき、価値あるものを創造していく、これが伝産法の改正に当たつての私の基本的な哲学であります。

今、先生からいろいろ御指摘がありましたように、消費者のニーズが常に変わってきておりますから、そういう中で古いものになかなか経済的に活力を持つて販売や製造を伸ばしていくことは容易でありません。しかし、だからといって、新しいものにかわってきて古いものになくなってしまってよいのかといえば、決してそういうものではありません。正倉院で使つておる漆、今どのように近代科学が研究しておるよりも接着剤としてはるかに価値があるというような話を聞いておりますけれども、私ごとを申し上げて恐縮ですが、私のところは漆器の産地でありますし、かつては、戦後にわゆるベーカライト漆器というもので安くて簡単に大量販売というものが風靡した時代がありました。今經濟が落ちついてまいったて本物志向と。やっぱり本地に本当の漆を時間をかけて塗つたものが価値あるものとして喜ばれるというふうな風潮も出てきております。

しかし、なかなかこれは人というものを考えますと、今日の若者たちの風潮の中では、辛抱強くあの土蔵の中で漆を毎日塗る、あるいはまき絵を描くというようなことになかなか喜んで入ってくれる人がおりません。しかし、これも私は、最近希望を持つてきましたのは、二代目、三代目の若者たちが、やっぱり親から一生懸命引き継がれてきた産業を若者たちで守ろう、こういう意欲もそれぞの地域を回つてみますと出てまいりますので、こういう機会をとらえてこそ伝統産業をそれでいたときましたが、これは伝統産業をこれから発展させる面であることに新しい未来をつくつていこう。私はこの職につく前に自治大臣を務めておつて、あるさと創生事業というものを始めさせていただきましたが、これは伝統産業をこれから強く思いまして、重ねてお尋ねをいたしたい。

この際、国として日本の産業文化史を飾る伝統産業の一つの展示館というようなものをつくり、設立したらどうか。

長い間日本民族が培ってきた技術は、何でもない。いようだけれども案外一つ一つ見ると、例えば車の回転を与えるとか、てこの理屈や動滑車があつたり、偏心ローラーなんかもそれぞ機具なんかを見ますとあります。木の材質といふものを使つて、その最大静止摩擦というか抵抗に沿って止めるというようなデリケートな木の白太と赤身とを区別した使い方とか、なかなかノウハウも受け取るところの多いものもあり、こういうようなものを一つの工程として、あるいはそれを仕上げていく道具として、また名人上手がつくつた立派な後世に残すことのできる作品、技術等々を展示しておく、それで一つの誇るものとして公開する、これは今の時期、私は日本の国民の中で大きい期待があると思います。

今しなければ、もうなくなってしまうという技術もある。これをいかにすべきかということは、日本の産業文化史の上からも極めて重要な問題であろうかと思ひます。こういう点についても体系的に、それぞれの分野で残つたものは地方でやつておりますけれども、国に一つぐらいは通産省として設置して、これをまた見本としてつないでいく、こういうことを果たされたいと思うのであります。先ほどの大臣の決意を承つて、これなら前進的なお考えが期待できるなと思ひながら、重ねて質問させていただきますのでお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君)　さきに先生方の御努力によつて伝産法ができたとき、それぞれの指定地域に伝産会館ができる、そこで価値ある伝統的産業によつてできた製品を展示するというようなのはありますし、またそれぞれの市町村に、これは通産省の所管ではありませんが、歴史民俗資料館というようなものでいろいろその地域の歴史や伝統を、今失われつつあるものを何とか残していく。う。というような努力がそれぞれ行われておりま

○吉田達男君 それぞれ文部省なら文部省の分野にわたつてその分野のもののはあります、産業文化史、こういう体系的なものとして通産省に期待をしておるわけです。通産省では、異業種融合といふことを随分熱心になさいまして、大発明をしたわけじゃないけれども、こつちの技術とこつちの技術と足したら、一足す一は二プラスアルファの力を出しておるんです。伝統産業の技術の中でも、これを一緒に違つたものを重ねながら見ていると、はつと気がついてまた技術の見直しで新しいものを生み出すだけのものが出でてくる。そういう産業文化史としての体系的なものとして期待をいたしますので、御検討を願いたいと思います。

時間がなくなりまして、次の特定中小企業集積法に質問を移したいと思いますが、精読しましてなかなかの法律だと思います。我が党が政権をとれば、このような法律を立てたいなと思っていました。

そこで、具体的に質問をいたしますが、本法の集積の要件あるいは関連業者の範囲、これを決めて通産大臣は活性化指針を作成されて出されるわけであります。それを受けた都道府県がまた活性化計画をつくって、承認を求めて指定を受けるわけであります。これの要件等々と、いつごろそういうことになつて、指定の第一号は早くやればどこの地域であろうかわからぬけれどもできると、こういうようなタイムスケジュールのようなものを目安としてお聞かせいただきたい。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま活性化計画の承認というものが大体いつごろできるのかといふ

御質問でございました。  
この法律は、御承知のとおり公布の日から六ヶ月以内に政令で定める日に施行する、こういうことになつてござりますけれども、我々、施行が行なわれましたら中小企業近代化審議会に諮問をいたしまして、できるだけ早く活性化指針というものを定めて告示をしたいと思っております。その指針に基づきまして、各県が速やかに活性化計画をつくつて私どものところに持つてくる、こういうことになつておるわけでございます。すべてが速やかに行われるということを前提にいたしますと、活性化指針の策定はおおむね歎口ごろになりますし、活性化計画の承認というものはその後でさういふふうに考へるだけ速やかに行われるといふふうに考へるわけでございます。

それから、その前提となりますところの集積の条件とかそれから関連事業者の範囲について御質問があつたかと思つておりますけれども、集積の要件につきましては、産地とか企業城下町とか、一定の地域におきまして相当数の中企業者が、しかも有機的な連携を保ちつつ事業活動を行つてゐる、そういう集積でございまして、そのうち特に活性化が必要であるというものを対象とするわけでございます。関連事業者でございますけれども、そうした中小企業集積の中核となる製造業といふものがござりますけれども、その中核となる製造業と取引関係であるとか技術の共通性であるとか、あるいは資源利用の共通性等から見て関連性が非常に高く、中小企業集積が全体として機能を發揮する上で重要な事業を行う、そういうものは関連事業として認められるといふふうに考えておるわけでございます。

○吉田達男君 もうちよつと、抽象的でなくて具體的に聞きたかつたんですが、個々のケースが出て具体化になるのだろうと思いまして重ねて聞きますが、この集積法は町の経済を活性化させるとしてなさるわけであります。だから、その成功を握るかぎはどこにあるかというと、その町の

生産者というか、生産者の中小企業団体とか、そういうものと自治体と、こういうものの協力関係のうまくいくかないかということがかぎになるとと思うんです。

そこで、それをどういうふうな指導方針で通産省は進められるか。あわせて、大臣が活性化の指針をされた後、活性化計画を知事がやり、あるいは進出計画を業者がやり、あるいは円滑化計画を協同組合がやると、こういうことでやるのであります。この計画をつくつて出して認可を受けていく、その計画策定というものはどの程度のものか。ガイドブックにはありますけれども、とてもじやないけれども、深刻に考えれば、コンサルタントにかけたりいろんな調査をしたりして費用も相当要るのですね。

だから、通産省はそれを指導されると同時に、これだけの手続をして、知事が承認を受けた後にこの手続がなされるんだが、そういう後の調査費を打ち立てるに当たって、こういう裏づけをするということがあつたような場合の財政措置はどうようになつてゐるか、この辺をお伺いします。

○政府委員(南学政明君) 中小企業集積の活性化は、新しい地域の顔となるような産業をつくり出していくことでありまして、御指摘のように、国なり都道府県なり市町村、中小企業者、これが一體となつて協力しながら事業を展開していくといふことが極めて重要であります。

この法律案では、都道府県がみずから幅広い関係者のコンセンサスのもとに市町村とも協議しながら活性化計画を策定することとしておりまして、広範な関係者の協力のもとに事業が遂行できるような体系となつております。そして都道府県なりがこの計画をつくる場合に、国としても情報提供なりをどんどんしていくて適切な計画づくりに寄与していくみたいと、このように思つております。

があるのかといふ点であります。例えば今回の予算の中で、都道府県が計画を策定するために調査をする、そういう費用についても補助金を交付するというような手立てが用意されております。

○吉田達男君 セっかくの成功を祈っておりますが、御当地ソングで申しわけないので、これは水産加工市といふところがございまして、これは水産加工の中小企業群があります。最近、国際的な漁獲規制が強くなりまして、これによつて品薄になる。

回遊魚の方はどういうわけかよその方に回遊でもしております。また原料薄になつて、このために例えれば、身が四百円だったのが去年のこのころから高くなつて、今では七百円ぐらいになつてゐるといふことになりますから、大変な困難に陥つております。

したがつて、経営方針として付加価値の高いものに焦点を絞りながら經營を改善していく、こういうようなことに今努力をしておるところであります。その中で水温技術を活用した加工をするこことによつて付加価値の高い製品をやろう、一つのポイントにしたい。こういうふうに考えて検討しておるところであります。このような場合に、境港市は特定集積の指定となり得るのか。水温加工というのは相当普及されつつありますが、まだ決定的な定着になつていない技術であります。期待はされております。このものはまた本法の対象となる特定分野になり得るのか。その場合に水温技術によれば、例えば活魚を水温で水なしで生きたまま輸送する、あるいはその魚を水温技術で加工して水温冷蔵庫に持つていき、市民の生活でおいしく食べられるわけであります。それが一環として水温輸送がなければできないんです。連事業として、例えば運輸業等々は対象になり得るのか、なり得ないのか、その辺について具体的にお尋ねいたします。

○政府委員(桑原茂樹君) 境港市におきまして水産加工業の中小企業がたくさんあるということで一種の集積をなしておるということは、我々もそ

のとおりだと思つております。したがいまして、境港市の水産加工業が本法によりますところの活性化計画といふものと県と相談をして県経由で我々の方に持つてくれれば、本法の対象となり得る地域であるということであろうかと思つております。具体的に、この水温技術というものを活用して水産加工という観点からどんな高付加価値化なりそういう将来に期待できる新しい製品等々の可能性が強いんだといふことであれば、それは活性化計画が承認になる可能性ももちろんあります。聞かせていただきたいと思つております。

先ほど、水温技術を活用して魚等を、鮮魚等の輸送をするというのはどうだらうかということでおきりますけれども、輸送につきましては、その関連事業といふことでそれも対象になり得るかといふポイントであろうかと思つておりますが、輸送といふものが本体の水産加工との関連性が非常に強いんだといふことが認められれば、その水温技術を利用した輸送といふものも関連事業として認められるという余地はあるのではないかというふうにも考えておるわけでございます。

○吉田達男君 最後に、通産大臣にお尋ねいたしましたが、自由経済には変動がありまして、その中には、おおむねの企業は精いっぱい頑張つております。しかし中には、バブルを追い、その中にあつておおむねの企業は精いっぱい頑張つております。しかし中には、バブルを追い、その不労所得を得ようとしたものもござります。

今、国際的に大きい波が来る、あるいは景気がこのように変動する中で、大きい波をかぶつてしまふ、部分的にまた資材等で陥没してしまう、こういうような事態が起きて中小企業者の懸命の努力にかかわらず、その努力の力をはるかに凌駕する大きい波によつて影響を受けてしまう。この責任は一体だれにあるか、これは中小企業者の責任ではないと思うんです。この波をどのように、大

きな困難を乗り切つてきたことも、私はすばらしく思ひます。今、私たちにとっては過去に経験したことのないような非常に難しい経状態に当面をいたしております。この厳しい経状態の中で、まじめに真剣にたくましく頑張つてきただなかの皆さんがこの困難を乗り切つてさらに努力をしていただきたい。

具体的な問題で一つ申し上げれば、今人手不足の問題が大きな問題、また時代の趨勢の中で時短という問題は産業界にとって避けて通れない問題になつておりますけれども、これらにとつても中小企業の皆さんがあれに対応できるように、苦境を打破し、そして新しい時代のニーズに中小企業が生きていくといふ一石二鳥を國つて、中小企業の省力化に対する思い切った支援措置を今通産省は考えておるところであります。そのほか、予算は大変厳しい状態にはありましたけれども、幸いに財政投融資等かなり思い切つて確保することが

できましたので、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、北東公庫、こういった制度資金を最大に活用して、中小企業の皆さんがこの難しい経済局面を乗り切つていくために、私どもとしてもできることであります。このようなものに対してもいかに対処しながら通産行政の筋を通されるのか、この一面相矛盾するかもわかりませんが、一本筋の通つた通産大臣としての行政を行ふ所見をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 戰後の我が国の歴史を振り返つて見ただけでも、やはり経済が発展するためには汗を流した者が報われるということではございません。中小企業はまさに我が国の今日の経済発展の原動力であり、その経済が発展して今日福祉も教育も豊かな、働く人たちの生活も前進することができたのでありますから、私どもは、過去にも第一次、第二次のエネルギー・ショック、また円高・円安の為替の大きな変動、そういううたびに中小企業あるいは下請企業、こういった人たちが大きな苦労をしてきたことを忘れてはなりません。また、中小企業の皆さん方がみずから強いたくましい自主努力によってこれらの幾たびかの困難を乗り切つてきたことも、私はすばらしく思ひます。今、私どもにとつては過去に経験したことのないような非常に難しい経状態に当面をいたしております。この厳しい経状態の中で、まじめに真剣にたくましく頑張つてきただなかの皆さんがこの困難を乗り切つてさらに努力をしていただきたい。

○國務大臣(渡部恒三君) 今回お許しを得まして土、日、月と中国を訪問し、江沢民総書記、李鵬首相、鄒家華副首相を初め七人の要人の皆さんと会見し、また地下鉄工事とかあるいは我が国のお出企業あるいは中国の伝統ある企業、これらを見学させていただきましたが、一言で申し上げると、もはや中国の改革開放路線は不動のものになつてきていて、今後人事の意味でいろいろなことが起こるかもしれません。少なくとも中国が目指しておる改革開放路線といふものは不動のものであるといふふうな感じを持ちました。これが一つ。

もう一つは、昨年と一年間だけでも大きな変化を感じられますのは、中国が国際化に向かつての努力を非常にしておる。環境問題一つを取り上げても、一年前の我々に対応する考え方とはまるで変わつてきている。私は、今や環境問題といふのは、一国の問題ではなくて地球規模で考えなければならない。フロンの問題にしてもCO<sub>2</sub>の問題にしても、中国が石炭をこれから八%程度今経済が成長しておりますから、どんどん燃やすようなことになれば、これは当然日本にも影響していく。やはり脱硫装置をしっかりとつけるとか、環

境問題に努力をしてもらいたいというような話、あるいは知的所有権の問題とか、アンチダンピングの問題とか、こういうことにも非常に素直に我々の声に耳を傾けて、国際化社会に向かって中国は生きていかなければならぬという自覚を持ちになつてください。

言うならば、これから友好二十年を迎えた中国と日本は、お互い尊敬し合い、またお互い対等の立場で言うべきことを言いながら、これから友好を深めていかなければならぬということを感じてしまひました。

○梶原敬義君　どうも御苦労さまでした。二つの法案の中身に入る前に、経済情勢の問題について、経企庁もお見えですか、お尋ねをいたしましたが、今日の状況さらにはまた今後の対応等について簡単に要約をしてお答え願いたいと思います。

○政府委員(柳沢勝君)　お答えいたします。

我が国の経済は、現在調整過程にございます。全般的に景気の減速感が広まつてゐるわけでございますが、しかしながら労働力需給を見ますと、緩和の兆しが見られますけれども、依然として人手不足が続いておるということをございまして、いわば人手不足下の調整過程という今までに経験のない状況にあるとか存じます。

政府といいたしましては、こうした調整過程が企業家等の心理、経営マインドを実態以上に冷え込ますことのないようにして、ひいては国民経済に悪影響を及ぼさないよう、予防的な観点も含めまして適切に対応するということから、三月三十一日、緊急経済対策を取りまとめたところでございます。その実行に現在鋭意邁進しているところですが、さらに四月一日には、対策と軌を一にいたしまして公定歩合の第四次引き下げが行われたところでございます。

实体经济の動向につきまして簡単に御説明申し上げますと、個人消費も物価の安定や雇用者所得の順調な伸びということで堅調な伸びが期待されまし、住宅投資につきましては、金利の引き下

げが徐々に浸透してまいりまして、底を打ち、回復の兆しが見られるということでございます。こ

うした経済の自律的な動きそのものにつきましては底がたいものがございまして、今般の経済対策も、いわばこうした自律的な動きというものを下支えすることをねらつたものでございます。そして、内需を中心としたインフレなき持続可能な成長過程に順次推移していくものと予想いたしております。

○梶原敬義君　在庫調整がことしの四一六で見通しがつくんではないか、いやそれは年末までかかるんではないか、こういうような議論がよく聞かれますが、この在庫調整の問題について、一応どのように把握をされておるのかお尋ねします。

○政府委員(柳沢勝君)　今、先生お尋ねの在庫調整につきまして御説明させていただきます。

平成三年十月ごろから、在庫の過剰感というものが全般に出てまいりました。しかし、ことしに入りまして、特に生産財、鉄鋼などに代表されるところでございますが、生産財につきましては、そのための所要の減産、生産調整等が強化されましてかなり在庫調整が進展してきております。しかししながら、耐久消費財、資本財といった分野につきましては、かなりまだ調整がおくれております。

して在庫の過剰感が強まつてゐるというのが現状でございますが、かなり在庫調整のための操業短縮等も進んでまいりまして、どうやら在庫そのもの減少の方向に向かっているということだろうと思ひます。

業種別に見てまいりますと、まだかなりばらつきがございまして、一般機械、電気機械あるいは輸送機械といったような機械関係の業種につきましては、在庫減あるいは在庫増加のテンポ鈍化というようなことでございまして、なお在庫は高水準で推移しております。さらに、紙・パルプなどいわば構造的な過剰設備を抱えているといったところにつきましては、なお減産が行われておりますけれども、需要の回復が進んでいないというこ

ともございまして在庫はまだ高水準、横ばいの状態である、このように理解いたしております。

○梶原敬義君　通産省にお尋ねしますが、今言われましたように在庫調整が非常に深刻な産業としては一般機械、精密機械、電気機械、それに自動車、紙パ産業、こういうところになつているようありますし、私も昨日経企庁の方から資料をいただきましてそういう状況を今見ているところでございますが、通産省としてはどのようにとらえてどのように見通しを持つて指導されているのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(横元宏明君)　在庫の大きな流れにつきましては、経企庁の方から御説明があつたとおりでございます。

私どもさらに中に入つていてますと、これもくつて申しますと、特に在庫の動向の中で気なるところは資本財と耐久消費財でございます。その積み上がりが著しいというものが目立つわけでございます。資本財につきましては、例えばパワーショベルなどの建設機械、それから耐久消費財ではオーディオビジュアルなどの家電製品の一部に在庫の積み上がりが顕著に見られるわけでございます。

これをいかに調整していくかということでございますが、私どもいたしましても緊急対策を決定いたしましたときに大臣から、マクロ政策あるいは景気対策の推進の観点から、関係企業に対し在庫調整の努力を要請しているところでございますけれども、例えはこの二月に輸送機械、特に乗用車関係の在庫は大幅に減少してきているわけでございます。その点は非常に好ましい面がございますので、大いに私ども期待しているところでございますけれども、その幅はある意味では大きいものがございましてから関係業界に及ぼす影響はある意味で大きいということで、在庫調整に関しましては民間企業の努力は大変大きなものがある、このように理解をしているところでございます。

それから生産財その他に波及、そういったところを見きわめていかなければならないということを、私どもこの在庫の動向につきましては極めて慎重に注視をしている。こういうところでございまます。

○梶原敬義君　公取との関係もありますが、産業ごとにきめ細かい対応をしていただきたいと思います。次に、ちょうど経企庁もおられますし、通産大臣、景気対策に絡んで、私いつも言っていますが、景気の調節弁に住宅投資が、絶えず景気が悪くなると住宅を大いに刺激せい、こういうことになります。

臣、景気対策に絡んで、私いつも言っていますが、景気の調節弁に住宅投資が、絶えず景気が悪くなると住宅を大いに刺激せい、こういうことになります。そこで、また銀行金利も動くわけですね。だから、住宅というのは国民が文化的な生活をするために、特にまた海外に比べても質が貧弱である、それをやつぱり豊かにしていく過程なんですから、住宅が景気対策の弁にならないようにそこだけは国的基本的な方針として、不況のときも好況のときも大体一定程度ずっと住宅投資は進む、そのためにはネットのあるものをやつぱり取り除く、そういう総合的な観点からの検討を進めていただきたいと思うんですが、少し御答弁があればまた承つておきたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君)　御指摘のとおりだと思います。

我が国は戦後、貧しさからすばらしい今日の繁栄に向かつて経済が進んでまいりました、食べるものの、着るもの。ところが、残念ながら世界の先進国と比較して住宅環境、大きく言えば生活環境と申しますが、この貧しさが目立つておることは変わりないわけありますから、これ好況であれ不況であれ、我が国の国民の皆さん方のこれから豊かな生活環境をつくつていくために努力をしていかなければならぬ政策目標は一貫して進めていかなければならぬと思います。しかし同時に、今景気の問題が非常に心配され、その中で内需拡大による景気の回復ということが私どもの基本的な考え方となりますと、住宅ほどあらゆる産業にかかわりの深い設備投資はないわ

けであつて、私どもは今年、国際調和という面からも三・五%の成長は達成せなければならぬ。そういう中で、国全体のこれは施策でありました。国民の皆さん方には広々とした快適な住宅環境を持つてもらう、そしてそのことが今の経済、景気対策に大きな役割を果たす、こういうことだと思います。

○梶原敬義君 それでは、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に対する質疑を行いたいと思います。

提案理由の説明をいただきました。その中には、「我が國中小企業は、事業所数の約九九%、従業員数の約八〇%」云々ということで位置づけをされております。そしてその後、「しかしながら、近年、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展等中小企業は厳しい環境変化に直面しております。」こう書かれております。

確かに、消費者ニーズの多様化と技術革新の進展等、こういうことが大きな問題だということは私も理解しておりますが、同時に大企業が競争しながら発展をしていく過程では中小企業の分野にどんどん侵食していっているんです。よく我が党も、中小企業分野とかそういうことで何とか大企業と中小企業のすみ分けとというのか、そこはやつぱり一線を引くように何らかのものが必要じやないか、こう言つてきたんです。その部分を抜きにすると、どうも全体を正確に把握したことにはならない、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展等だけではなく今日の中の中小企業の置かれている状況というのは語れないと思う。この点について、通産省のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(桑原茂樹君) 先生の御指摘にありますように、我が國の中小企業が我が國の経済に占める割合というのは非常に大きいわけござります。我々としましては、日本の経済が健全な形で発展を遂げるためには、大企業の発展と

いうのももちろんあるわけでございますが、中小企業も一緒にになって発展していく、それが我が國のバランスある発展に不可欠の要素であることは、常に重要であるうかと思つております。我々としては、特にこういうようなところにも力を入れまして、中小企業がむしろ大企業に伍してその力を發揮していただくように、最大の努力をしてまいりたいと思うわけでございます。今回御審議いただいておりますこの新しい法案につきましては、中小企業がその特性を生かして大企業に伍して発展していく一つの契機になるものであるといふふうに我々は大いに期待をいたしております。

なお、御承認のとおり、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律、いわゆる分野調整法というのがあるわけですが、我々としては、必要な場合には同法の運用を考えていきたいというふうに考えているわけでございます。

○政府委員(南学政明君) 今我が國の中小企業は、大変大きな環境変化に直面しているわけであります。提案理由の中でも説明がありましたように、消費者ニーズの多様化、高度化、技術革新の進展、加えて労働力不足問題あるいは国際化の進展など、いろんな厳しい変化に直面しているわけあります。こうした変化の中にありますて、平成二年の中小企業白書においても指摘しておりますが、我が國の産地の中では順調に発展している産地と、こうした環境変化にうまく適応できず活力が低下している産地に二つに分化している傾向が指摘されているわけであります。産地等の中企業の集積はまさに中小企業の事業活動の基盤でありまして、このような機能が低下している各産地と、この法律によりますと、その具体的な地域の活性化計画というものは、通産大臣が活性化指針を定めますと、その要件に適合するかということで各県から承認を求めて上がつてくるわけでございますので、我々としてこの時点において幾つその承認するかということを構ですが、いいですか。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律によりますところの具体的な地域の活性化計画といふものは、通産大臣が活性化指針を定めますと、その要件に適合するかということで各県から承認を求めて上がつてくるわけでございますので、我々としてこの時点において幾つその承認するかということを構ですが、いいですか。

今まで、当面大体全国で百地域程度の活性化計画が承認されることになるんじやないかなというように考えておられるのか、少しほんやりとしたことでも結構ですが、いいですか。

○政府委員(桑原茂樹君) それは、十年で大丈夫でしょう

か。  
○政府委員(桑原茂樹君) この法律は、十年で一応时限法になつております。我々としては、この集積法の実施と、いうものが行われまして、その成果であるとか、経緯等々をよく見きわめた上で、十一年たつてもう一回見直すという趣旨であろうということで、十年という期間を定めさせていただいておるわけでございます。

一方、中小企業集積の活性化ということになりまして、かなりの期間を置きませんとなかなかその成果があらわれないということもあるわけでござりますので、最低十年間くらいはむしろ必要ではないかという考え方もあるわけでございまして、両方考え方をまじえて十年の时限立法として提案させていただいだわけでございます。

○梶原敬義君 わかりました。

それから次に、手続ですね。この法律の手続の概要について最初に説明をしていただきたいと思ひます。よろしく。

○政府委員(桑原茂樹君) この法案に基づく手続でござりますけれども、まず国が活性化の指針といふものをつくるわけでございます。その基本的な指針といふものに基づきまして都道府県が具体的な地域の活性化計画といふものを市町村なり地元の中小企業の方々と相談しておつくりいただき、それを国の方に承認を求めてくるわけでございます。

承認されましたところのその活性化計画に基づきまして、その地域におきますところの個別の中

小企業者、あるいは組合等が個別の中小企業者であればその進出計画、あるいは組合であれば円滑化計画といふことで具体的に何をするべきかといふ

ような計画をつくってくるわけでございます。そ

ういうような形で、おのとの段階におきまして國もいろいろな形で補助なり支援を行つていくわけでございます。これが手続でございます。

○梶原敬義君 指針をつくられる場合に、これは衆議院の方でも随分強い要望があつたと思うんで

すが、こういう進出計画やあるいは活性化計画を

立てる場合に、そこで働いている従業員、あるいは労働組合のあるところもあるかもわかりません

が、そういう働いている人たちの将来進む方向がやっぱり雇用とか労働条件に非常に関係をいたしま

すし、場合によつては危険も伴いますし、場合

によりますと、皆さんと一緒に仕事をしていきな

がらこういう方向に行くんだという相談を受けれ

ば、仕事をしている人たちも非常に参加意識がで

きて、それで非常に私は好ましい方向に進むと思

う。したがつて、そこで働いている人たち、従業員等にもよく意見を聞くように、この点について

はぜひそうしていただきたいのですが、指針ある

人は計画の中にひとつそこはちゃんと書き込んで

いただいて、そしてそういう方向に向かつて指導

していっていただきたいのですが、いかがでしょ

うか。

○政府委員(南学政明君) この法律に基づきまし

て地域中小企業の活性化を図つていきますと、む

しろ基本的にはやりがいのある仕事の提供、魅力

ある職場の形成が行われて、そこで働いている

人々の利益に資するのじゃないかと、基本的には

私どもそう考えておるわけであります。

具体的に活性化計画を策定するに当たりまして

地域のコンセンサスが重要だということは先生御

指摘のとおりであります。活性化指針を国が定

めるとともに、幅広い関係者のコンセンサスの形成が必要である旨明記してまいりたいと思つてお

ります。

○梶原敬義君 当然のことだと思いますが、その指針ができ次第我々にもひとつ、今言わたること

がそうなつてあるかどうか、それをいただきたい

と思いますが、ぜひそういう方向でよろしくお願

いをしたいと思います。

次に、そういう産地の場合、産地をさらにまた

こういう法律等に沿つて育成をしていく場合に、

どうしても地方自治体、特に県それから市町村、

こういうところの協力というのが、あるいは指導

というのが非常にやつぱり重要なつてくる。そ

の中でも、特に人が担当であつたかというこ

とでも随分違うわけです。県なら県で、その窓口

が担当した課長や課長補佐や、そういう職員の人

によつても随分状況が変わつてくる。これは人の

やることですから、そういう面は十分皆さんの方

で今度打ち合わせをするときにはよく――これは

後で議論しようと思つておりますが、伝統工芸品

の産業の場合、この場合はまた特にそういう面が強

いと思うので、その点の指導をよくしていただきたい

たいと思います。

さらに、国としてはやはり国際的な情報やある

い商品開発にしても、もうここでいいと思つて

進んでいつでもっと先へ行つて。それは当

初そこそくやつてもうまくいかない、そういうこと

がつてよくあるんですね。したがつて、国として

はそういう情報を絶えず知らせて下まで行くよう

に生きたそういう指導をしていただきたいと思う

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

つては夜遅くまで仕事をされておつて、行きます

と、皆さんのお机の上は資料がいっぱいたまつて大

変な状況です。そういう状況の中で、今言う中小

企業事業団ですか、こういうところを使いながら

情報を流すということですが、大変中小企業事業

団の方もそういう能力の点はどうかという点もあ

りますが、これは口で言うだけではなくて、言わ

れる以上はやっぱりそういう人員配置もよくやつ

て十分やれるように対応していただきたいと思

ります。

そこで、各種の支援措置、私これ読んでみます

と頭が痛くなるような細々したことがあるんです

が、支援措置について四つに分けて書かれており

ますが、概略説明してくださいませんか。

○政府委員(桑原茂樹君) 広い意味での支援措置

でございますけれども、財政、金融、税制上等々

等に対しても新商品であるとか新技術の開発事業

等に従いまして今後中小企業近代化審議会におい

ていろいろ御議論をいたくことになるわけであ

りますが、私ども中小企業庁といたしましては、内外の

需要の動向であるとか技術革新の動向あるいは

消費者ニーズの動向、また他の中小企業集積の動

向、その地域の技術であるとか人材等のポテン

シャルの状況、こういうようなことに関する情報

を十分的確に把握して中小企業者に提供するとい

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて規定してございますけれども、国

をいたしましても、中小企業事業団等々を通じま

して内外的的確な情報を集め、これを皆さんに提

供するというものに最大限の努力を払つていきた

いというふうに考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 なかなか国の指導といつても、通

産省というのは通常残業省とかいうてとにかくか

うことが重要ではないかと思っております。この

ため、この法律では支援機関というものにかなり

の重点を置いて

金融上の支援措置に関しては、中小公庫なり国民公庫の低利の融資の制度、それから国と県のお金を利用しました体質強化資金助成制度、これの低利融資も用意をいたしております。

また、税制上の支援措置をいたしまして、計画の承認を受けたところに基づいていろんな事業を行なう組合または中小企業者に対して中小企業等基盤強化税制、これで三〇%の特徴であるとか七%の税額控除の制度がございますが、これ以外に試験研究税制等各種の課税の特例措置も認められることになっているわけでございます。  
また、このほかに、県税をそなえと組合あるのは

○梶原敬義君　これらの措置も組合員や事業者の人がぱっと読んで、我々が読んでもなかなか今聞いてもわからぬのですが、よく説明をしないとおくれをとるようなものもあるんじゃないかと思いまます。

中小企業者が計画に基づきまして実施する集團化事業等各種の高度化事業に関しましては、中小企業事業団によりますところの無利子の資金の提供というようなものも考えられるわけでございます。

それから、大体おぼろげに百ぐらい產地を指定するということになるんではないかということで、各県の県知事あたりは、やっぱり自分のこともありまして、県民に対してはここを產地指定したと、こういうことが言いたいわけです。が、これは各県の県知事あたりは、やっぱり大変激烈なやつぱり通産省に陳情、要請行よね。大変激烈なやつぱり通産省に陳情、要請行動が来ると思いますが、県と県がまたがった場合、一体どうするのか。そして、その產地集積地域は、例えば自治体でいうと市が二つあった場合、その巾をどういうプロックでいくのか、行政の単位、そういうものは一体どのようにお考えでございますか。

考えておりますが、例外的に県境に地域がございまして二つの県をまたがつて一つの集積地域があるというふうな場合も全く考えられないわけではないかと思います。そのような場合におきましては、我々は関係の両県を指導いたしまして、両県が共同して活性化計画をつくり承認を求めてくるというような形で事柄が解決されるのではないかというふうに考えております。

それから、二つ以上の市町村にまたがった地域はどうかということをございますけれども、これはそもそも我々この地域というのは、一つの市町村だけではなくて二つ以上の市町村にまたがっておりますので、そういう場合は数多く出てこようかというふうに考えておられるわけでござります。

○機器開発費 最後に支援策の中で中小企業近代化促進法ですね。そういうものや、先ほど言いましたような各種の立法の中で似たような支援策がありますね。これと今きょうこの審議している法案の支援策と非常に似通つたのも幾つかあります。そういう場合のどちらをどうとつていったら有利になるかという選択の問題もやつぱりあると思うんですが、その辺のお考えはいかがでしようか。

○政府委員(桑原茂樹君) 御審議いただいており  
ます法案に基づくところの支援措置というものは  
一般的な中小企業の支援措置に比べて手厚く用意  
されておりますので、この法律案に基づきまして  
いろんな計画ができた場合にはこの法律案の用意  
いたしておりますような支援措置を使うのが有利  
ではないかというふうに考えておるわけでござい  
ますが、一般的な近代化促進法なりそういうよ  
うなものに基づく支援措置を使いたいというよう  
なときには、それを排除するつもりではございませ  
ん。

るかというものに関しては、情報提供といふものを的確にして、中小企業者が一番最適な制度を活用できるよう在我としても今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

○政府委員(堤富男君) 昭和四十九年に五党共同提案からなります議員立法でできまして、その間十八年間我々いたしましては一生懸命実施をしてまいつたわけございますが、最近になりますとやはり、幾つか産地の状況によつて違いますが、従業員の減少ですか、後継者の不足といふに、なぜ一体今この法律の改正法が出てきたのか、そして、この法律のポイントは一体何か。最初にその二点。

ところが大変目立ってきてるわけでございま  
す。そういう意味では、伝統の灯を消さないとい  
うためにも何らかの措置が必要ではないかとい  
うことが基本的な認識で、この時期に改正法案を出  
させていただいたいわけでございます。

この法案の基本的な考え方といいますのは、先  
ほども申し上げましたが、従来が伝統工芸品の製  
造業者に対して注目しまして、伝統工芸品そのも  
のをつくることを維持するという考え方でやつて  
おられたんだなとおもってます。

きたわけでございます。ただ、昨今の状況を見ますと、そういう純粹的な施策だけでは必ずしも産地として十分に伝統的技術を保持できないといふ考え方から、計画を、従来のメーカーだけの計画でございました振興計画にさらに三本の新しい形の計画を加えさせていただいたわけでございま

いうことがあります。そういう意味では、メーカーだけではなく、関連企業あるいは消費者との交流も含めた複合的、総合的な施策を講じてまいりたいというのが基本的な考え方であります。

○梶原敬義君 今、指定工芸品というものは数は幾らだつたですか。そして、新しい指定の申し込めるというか、傾向はあるのかどうなのか。

○牧守委員(農林省) 梶原君は、百二十四の品目

が指定されております。最近のベースを見ますと、大体年に三件か四件というオーダーでござりますし、現在、我々のところにも具体的な要望としては三、四件の要望がございます。ただ、このたび先ほど申し上げましたように新しい計画を三つ加えたわけでございまして、それに対する要望というのは、それぞれまた各産地の状況によって違いますが、例えば共同振興計画でございますと十件ぐらいの可能性があろうかと思っておりま

○梶原敬義君 それでは、次に移りますが、私が、鹿児島の大島つむぎと、私の地元の別府の竹細工と、三ついろいろ調査して見てきまして、まあこれを見ますと、仏壇がまたいっぱいあるんですね、たくさん百七十四のうちいろいろな工芸品がありますが、なかなかこれは指導は一律にまいるないと、なかなか難しさ、困難さをそれ

それ持つておつて、一律に線を引くようにいかない。通産省の指針を書く場合に、どういうようになりますか。これは書いていくのか。そういう面で指針の書き方、これをお互いし、また先ほど言いましたように、その中で働いている人もいろいろ方針を考えていくわけですから、従業員、従業者、働く人の意見も十分に聞くように指針の中でも生かしていただきたいと思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるような意味で、今度基本指針をこの法律の改正法に基づきましてつくらせていただくことになりました。その基本指針をあえて今回つけ加えました趣旨は、先

ほど申しましたように、新しい計画体系として、単なる振興計画に加えまして三つの計画ができたわけでございます。

それから、特に、現代産業の交流ですか、販売業者との交流というような形でいろいろ周りの方たちとの交流をする。そのときに忘れてはならないことは、この法律の基本的な考え方でございまますやはり伝統工芸品を残すこと、技術・技法の伝統的なものを残すことという本務を忘れてはいけないということもございまして、基本指針を書きかせていただくわけでございます。

したがいまして、この基本指針といいますのは、今度それぞの振興計画、共同振興計画、支援計画、活用計画の四つの計画のこれから認定の基礎となるべきものはこの事項の中に盛り込まれるわけでございまして、これの制定過程では審議会の意見を聞きますとともに、先生のおっしゃるような意味での従業員等の意見を十分お聞きをしてまいりたいと思っております。

○梶原敬義君 さらにまた、これは具体的なことです、具体的な施策の中で地域手づくりカレッジが挙げられておりますが、何か平成四年は一ヵ所ですか、先ほどの答弁ちょっと聞き漏らしたんですか。

○政府委員(堤富男君) 平成四年度の予算上の計上は一つということになつております。

○梶原敬義君 ピレッジは。

○政府委員(堤富男君) ピレッジにつきましては、これは予算といふことではございませんし、法律体系は直接この伝産法の中には書き込まれていないわけでございますが、開発銀行、北東公庫の融資の枠の中にピレッジという形、総合的な施設をつくるということで書かれております。

して、数は特に特定しておりません。

○梶原敬義君 よかつたら、その平成四年一ヵ所、モデルになりそうなカレッジ、恐らくもう想定されているんでしょうが、大臣、発表できますか。

○政府委員(堤富男君) これは、正直なことを申

しますと、現段階ではまだ申し上げる段階ではないと思っております。

○梶原敬義君 次に、御業者、流通業者と伝統工芸品をつくっている生産者と、これはうまくかみ合わせるというのではなく、私が竹細工を見ましてもなかなか難しいところがあるんですね。中國から安いやつを持ってきて、別府のブランド、名前を張つて国内に卸人が売る。生産者はそういうのを横目に見ながら、そういうこともあります。

いずれにしても、先ほども言いましたが、こういう伝統産業を指導していくのはどうしても、通産省がやるといったってこれはなかなか直には無理ですから、機関委任事務をしております県や市町村、特に県ですね。県がしっかりとすればまた自治体もしっかりとしますが、そういうところと、そこにはどれだけいい人材が配置されるか、やる気のある人が熱心に取り組むかということが、またこれは人のすることですから非常に大きな位置を占めると私は思うんですね。これは西陣織も見てきました、大島つむぎも見て、このままでは言われますように本当に高齢化してしまう、これは最後へ行き着いてしまうぞと、そういう心配をしたんですが、そういう地方自治体にどれだけ真剣に応援してもらうか、この点についてはどのように考えておられますか。

○政府委員(堤富男君) おっしゃるとおり、都道府県の皆様に御協力いただくことが不可欠であると考えております。伝統工芸品産業は、計算いたしますと六割ぐらいが自分一人でやっているか、あるいは家族とやっているかという企業でございまして、特に零細性は私は非常に高いと思つております。

今回の改正に当たりましては、四十六都道府県にお集まりいただきまして、実は協議会をつくつていただいている次第であります。今後とも、この各都道府県の協議会とともに説明をいたすあるいはいろいろ助成の中身を御説明する、さらに御指導をお願いするというような形でやつていただきたい

と思っております。

それからもう一つ、ぜひお忘れいただきたくないのは伝統的工芸品産業振興協会でございまして、そのためにつくった協会でございまして、通産省、都道府県それから振興協会三位一体になりますとしてやらせていただきたいと思っております。

○梶原敬義君 あと二、三分ですから最後になるかと思いますが、昭和四十九年に伝産法が成立了際に、参議院の商工委員会で「後継者養成のため技能資格制度の創設につき検討する」という附帯決議がつき、昭和五十年度からこの伝統的工芸品産業振興協会による伝統工芸士の認定事業が開始をされておりますが、今日どのようになつておられるのか。そして、この工芸士の社会的な評価をどのように高めていくのか、このような施策についてお伺いをいたします。

○政府委員(堤富男君) この伝統工芸士という制度が発足しましてから現在まで、約四千百人の伝統工芸士を指定しております。これは、従来は単なる伝統的工芸品振興協会の目的達成業務だったんですが、今回の法律改正では法定業務ということで、その格を一段と高めたいというふうに考えておる次第でござります。

伝統工芸士を世の中の人々に知つていただくために、我々いたしましては毎年、伝統工芸士全国大会ですか、あるいは伝統工芸士の製品を一堂に集めた全国伝統工芸士展の開催等をやつておりますとともに、各産地におきまして長年技術向上あるいは後継者の育成に指導的役割を果たしました方に対しましては、協会等を通じまして功労者表彰、若干の表彰金も出させていただいていると考えております。伝統工芸品産業は、計算いたしましたと六割ぐらいが自分一人でやっているか、あるいは家族とやっているかという企業でございまして、特に零細性は私は非常に高いと思つております。

○梶原敬義君 最後に、大臣の決意を聞きたいと思いますが、私は別府の竹細工の場合を想定してみますと、ある民間の御業者がそういうセンター

をつくつて、そしてそこに商品を並べ、修学旅行

の子供たちが竹細工をつくつている場面とかあるのはそういう商品を見て帰るわけですね。大島つるぎも鹿児島へ行つたらそういうところがありますから安いやつを持ってきて、別府のブランド、名前を張つて国内に卸人が売る。生産者はそういうのを横目に見ながら、そういうこともあります。

別府の場合、割合に竹細工の場合今人が育ちつつあるのは、非常に芸術性が高いんですね。同じ製品をつくりながら、暇を見て日展に出すとかあるいはそういう芸術品をやっぱりつくる、そういうのには引かれて人が集まつておるという傾向もあるわけです。要するに、社会的な評価をどのようないくつかかるかということが非常に大事なことでございまして、大臣の決意を聞いて、終わりたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 先生御指摘のとおりでございまして、これから伝統産業を発展させていくのには、その文化的価値、芸術的価値というものを推し進めていかなければなりませんし、同時に、これを国民の皆さん方に手づくり伝統産業とくのには、その文化的価値、芸術的価値というものを理解してもらおう、また伝統産業に従事する働く人たちに、みずから仕事についての誇りと可能性を持つてもういうことが何よりも大事なことがありますから、そのようなことが実現できるような、今お申しのようないくつかかる問題点についてこれから努めてまいりたいと思います。

○委員長(岩本政光君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分開会 ○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案及び特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○倉田寛之君 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案にかかわりまして、数点基本的なことをお尋ねいたしたいというふうに思います。

私が申し上げるまでもなく、戦後の我が国の経済、その規模は極めて拡大をしただけではなく、産業構造自体も大きな変貌を遂げてきることは言うまでもありません。我が国の経済が世界経済に大きなウエートを占めるに至りました今日、我が国を代表する産業といいますと一つは自動車、一つは電気、一つは精密機械等でございます。一言で言つてしまえば、それは正確無比ではあります。大量生産に基づきます画一的かつ没個性的なものが、大量生産に基づきます画一的かつ没個性的なものであつて日本社会の効率重視と集団主義を象徴するものとなつてゐると言つても過言ではありません。

激動する国際社会の中にありまして、日本の姿をどのように世界に示していくのか、今問われている問題でもございます。それは、単なる資金協力であるとか技術協力にとどまるものではなく、日本人そのものの考え方や生き方に触れるものでなくてはならないと存じます。この場合、日本の歴史や日本文化とも深いつながりを持つ伝統的工芸品が海外に向けての一つの日本の顔となり得るだらうか、また具体的にはどのような方法によつて伝統的工芸品を海外に向けて発信していけばよいのだらうか、まずこの点について御所見を承りたいというふうに思います。

○政府委員(堤富男君) 今回、伝統工芸品産業を新たにこ入れをするという目的の中には四つぐらいございますが、その中の一つがやはり日本の

顔と、日々日本の産業のことを称して顔がないといふふうに言われるわけござりますが、そういう意味ではぜひ顔づくりという意味でこの伝統工芸品の産業が持つております日本の伝統に根差すものということを非常に大きなウエートに思つてあります。

直接的な面と間接的な面があると思ひますけれども、直接的にはこの伝統工芸品そのものを海外にPRしていくことが一つ必要だらうと思つております。毎年、海外で展示会等を開いたり、あるいは県の御助力もいただきまして各産地がアメリカ、ヨーロッパあるいはアジアにおいて展示会を開催しているというのはその一つの大きな例ではないかと思つております。それから間接的なものでございますが、我々が織維等でファッションということをやりますと、必ずファッシュンの最後の行き着くところはやはり伝統でございまして、イタリアのデザイナーが行き詰まるやつは電気、一つは精密機械等でございます。一言で言つてしまえば、それは正確無比ではあります。大量生産に基づきます画一的かつ没個性的な形での、やはり伝統に根差した新しい商品というような形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新しい商品というような形での発展の仕方というのが私は基本的にあります。そこで、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

うな形での、やはり伝統に根差した新たな発想を起こすというよ

など一部におきましては伝統産業の分野において実演をしているところを見ていたいいるよう

なこともございます。それから、最近の修学旅行は千利休の弟子の茶道の達人の映像でございましたが、あるいはまた水戸黄門の葵の紋どころの映画であるとかテレビ番組を通じて我が国の伝統文化や地方の工芸品について認識を新たにする程度のものであろうというふうに思ひます。

今後こうした、こう申し上げてはなんでありますが、虚構の世界から踏み出して伝統的工芸品を生活の中にどのように生かしていくことが一体で生きるのであるか、またその普及の方法、特に若年層に対するPRの手段としてどのようなことが考へられているのか、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

今後こうした、こう申し上げてはなんでありますが、虚構の世界から踏み出して伝統的工芸品を生活の中にどのように生かしていくことが一体で生きるのであるか、またその普及の方法、特に若年層に対するPRの手段としてどのようなことが考へられているのか、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

今回の改正の中では、この点につきましては特に意を用いまして、第一が支援計画というのがございますが、これは消費者との交流ということに

私はあると思います。

その交流を図ることにより、消費者の方が物を見て将来の潜在的需要者になつていただくこともあらわされているわけございまして、ぜひ日本の消費者の方々が伝統工芸品のような本物かつ使い捨てでなく長く大切に使うというような考え方のもとに伝統工芸品をお使いいただくことは、大変重要だと思っております。

若い人たちを含めましてどういうことをやるかということでござりますが、現在やつてゐることを申し上げますと、一つは、文部省さんにお願いいたしまして社会科の五年生の教科書にこういうことを入れていただき、それから毎年十一月に伝統工芸品月間の推進事業というのをやつておりますが、その中でも中学生、小学生からの作文を募集するというような形で、下は小学校、中学校の生徒にまず関心を持つていただくというようなことから始まつております。

現在、毎年十一月に行つております推進月間におきましては、單に大会を開くだけではなく、「伝統的工芸品ふれあい広場」というような言葉を使つて、使い捨ての傾向が助長をされておりま

す。近年、環境問題の深刻化や労働状況の改善等、ようやく真の豊かさあるいはゆとりある生活といふふうに思ひます。新五十年計画におきましても、その柱として生活大

ながら、実際の製作をしているところ、あるいは

わざわざいるが、これが日本の自動車の扉、焼き物の技術を活用

したコーヒー用フィルター、和紙の技術を活用してたと言われているシステムキッチン等々、このように伝統的工芸品についての技術を現代産業技術と融合されてこそ、伝統的工芸品産業の産業としての展望が開けるのではないかと思ひます。

今後 こうした伝統的技術 技法をより普遍的な生産技術へも応用していくことがどの程度可能であると考えておられますか。また、伝統的工芸品業と現代産業との間の企業提携の実態はどうのようになつておりますか。今後、それをどのように進められていくお考えですか。この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(堤富男君) 伝統工芸品の持つよさといふのは、今先生御指摘のように、日本の物づくりの原点であると、桐だんすの閉まりぐあいのよさが日本の自動車のドアに反映し、日本の輪島塗のよさがあるいは漆器のよさが日本の自動車の塗

装に反映しているというような、そういう意味では私は確かに物づくりの原点であると思いま  
す。

さらに、先ほどから繰り返して申し上げていますように、伝統工芸品の中には将来の現代産業にも生かせるような発想の原点、シーズがたくさんあると思います。幾つかの提携の事例を申し上げますと、例えば会津塗の企業で、日本の自動車会社と提携いたしまして自動車の計器盤のところを漆で塗つてみると、いろいろなこともありますし、漆塗りの室内ドアということで大きなサッシメーカーと一緒に提携をしているところもございます。朱塗りのライターで漆塗りのライターをつくっている会社も、大企業との提携でやつておるというようなこともあります。

こういう動きを我々といたしましては、伝統を失わせないという範囲内ではございますけれども、支援をしてまいりたいと思っておるわけでございます。その最大のポイントと申しますのが、今回新しく計画の中に導入させていただきました活用計画というのがそのポイントでございま

あるいは伝統工芸品そのものを利用した新しい商品の開発ということを支援してまいりたいと思います。これが研究開発的要素も持つていうことから、研究開発上、税制上の恩典も受けられますし、基金の資金をいただけるとかいうような形での総合的な施策を講じてまいりたいと思っている次第でございます。

○倉田寛之君 伝統的工芸品産業の現状を見ておられますと、戦後の急激な生活様式の変化と現代産業との製品化競争に敗れた結果、今や生活用品産業としての地位は失つてしまつたと言えると思います。従事者一人当たりの生産額は昭和六十一年度を境にして上昇に転じてることをもって、伝統的工芸品の需要と価格の上昇を示すものとの商業的な指摘もありますが、これは危険であります。従事者数が少なくなければ、足し算、割り算の中でペイが大きくなるのは当たり前のことでありますから、これは言をまらせん。

企業数、従事者数は一貫して減少をしてきておりますし、とりわけ三十歳未満の若年層の減少は極めて著しいものがございまして、現在総体の従事者数の六%前後が若年労働者の就労の様子のようでございます。同時に、中小零細な企業が多いわけでございまして、職場環境なども必ずしも恵まれていらない地味な色彩の強い伝統的な工芸品産業、余暇の充実、趣味の拡充に寄与するという観点からだけではなくて、一つの産業として新たな光を当てて、特に若年労働者を引きつける魅力を備えたものとするための方策というものは何かお考えでしようか。

○政府委員 堀富男君 御指摘の点が今回の伝産法の改正の大きな理由、背景になつてゐたと思います。したがいまして、今回行う政策すべてがと私は申し上げたいのでございますが、基本的に伝統工芸品産業を若者にも魅力のある産業にするということが最大のポイントだと思っております。

興計画というのもその一つ新しくつくりましたことでございますし、消費者との交流を深めつつその需要の拡大を図るという意味での支援計画、さらに伝統工芸品と現代産業の交流も可能な支援計画、そういうものをつくりましたのは、ひとえに産地全体として複合的な総合的な形で魅力のある産業になつてほしいということをございます。事実、これまでいろいろな産地の実態を勉強させていただきましたが、青年部というところの活動を見ておりますと、我々がこれから施策をしようとする方向と大変類似をした活動をやつていただいているということもございまして、今後この方向が、方向として正しいばかりでなく、現実的にも施策として有効になるのではないかと思っている次第であります。

特に若手の確保につきましては、これに加えまして個別対策といいたしましては、支援計画の中でも常設的な研修施設をつくりまして、若者の気質に合ったプログラムでの研修を常設的に行いたいというのもその一環でございます。それから、若者が入つてすぐなかなか稼げないというようなことを補完するために、就職をしてからある一定期間優秀な人に奨励金を出すというようなことも今検討をさせていただいている次第であります。

○倉田亮之君 人材確保のため、一つのこれは考え方でありますけれども、ドイツのマイスター制度のようなそういうふた考え方というものを検討するお考え方方はありますでしょうか。

○政府委員(堤高男君) 今平均しますと十五年ぐらいたる経たん人に対しても、そのわざが優秀でかつ産地への功績が大きい場合には、伝統工芸士という称号を与えております。この伝統工芸士に至る前にもう少し若い人たちに称号を与えるべきではないかという議論はございまして、我々も真剣に検討したことございます。その結果、産地の従業員の方たちにもアンケートを出したり、経営者の方にもアンケートを出しましたが、結論は賛否両論が割れております。一つは、そういうことをやつ

は、会社中心主義の改革は可能かとか、利益なき資本主義は可能かとか、日本型経営が危ないとか、それぞれ要路の方々がいろいろな角度で講演



て都道府県が対象の集積事業分野などを主体的に設定する体系になつております。立法の趣旨、目的、手段等において異なるわけであります。

また、特定地域法でございますが、この法律も急速な円高に伴いまして疲弊した地域の経済安定を目的とする緊急経済対策であつたわけであります。この法律案は、緊急対策という性格を持つている特定地域法に比べますと、より中長期的な視点に立つた中小企業集積の自律的発展基盤の強化を目指す前向きの法律と考えておるわけであります。

地域指定の関連におきましても、特定地域法では、都道府県が地域を指定する体系になつておりますが、この御審議をいただいている法律案では、都道府県に具体的な地域の選定をゆだねております。どちらかというと地方公共団体に主体的な取り組みを期待しているという体系になつており、両法は趣旨、目的、手法、こういう面で異なるであります。

また、技術法との関連であります。技術法は中小企業の技術開発を促進することを目的とした法律であります。この法律案は技術開発そのものを目的としているわけではございません。しかし、技術開発をもとにして新しい商品を開拓したり、あるいは高付加価値化を図ったり、こういうことをねらつてその事業化まで我々はこの法律でもつて進めていきたい、このように考えておりまして、技術法と目的、手法等も異なつてるのであります。

融合化法との関係でございますが、この法律は異分野の中小企業者が知識を合わせまして、一体的に新製品の開発等を行うことによって新しい事業の分野を開拓することを促進するものであります。地域の異業種の中小企業が結合して融合化し、新しいものを開拓してもそれは構わないわけであります。このようにいろいろな意味で目的、手法

等が異なるわけであります。

それぞれの時代、経済情勢の変化に即応して新しい法律を制定していくだいて、私どもは中小企業策の充実に努力しているわけであります。この法律の制定をお願いしている次第であります。

○三木忠雄君 技術法とか融合化法、これからまだ七、八年あるんですね。これと集積法を考えてみると、何かオーバーラップするようなところがいろいろあつて、特定地域法なんかは国が指定する、今度の法律は都道府県にゆだねたわけであります。

だから、都道府県の方では、指針が出るでしょうから、その方針に基づいていろいろ作成する場合も各地域にいろんな状況があるところはなかなか絞りづらい問題が出てくるんじやないか、県に預けているわざですから、あるいは都道府県に預けているわざですから。そうすると、都道府県が例えば数多く業種があつてやりたいという場合に、やはり国の助成とそれから都道府県の予算の関係、特に過疎県といいますか赤字県というか、こういろいろところにはなかなかこの助成対応という問題で非常に私は難しい問題が出てくるんじやないかと。数多くやりたいという都道府県の希望と、補助する補助金との間の問題といふか、そういういろいろ難しい問題があるんじやないかといふことを指摘しておきたいと思うんです。

そこで、私も先般いろいろな各地域からも陳情を受けていろいろな話も聞きましたけれども、例えばこの地域法、一応期限は去年の十二月にこれは終わつたわけです。そうすると、今度は集積法で何ヵ月かかるかって指針ができると、今まで進めてきたわけではありませんけれども、今まで非常に地域法というのはありがたがられて非常に効果を發揮してきたわけです。これ五年間ですかね、六十一年からこの五年間である程度の研究開発やいろいろな開拓をしてきて、技術開発等も進め産業として大分やつてきたわけですね。これまで非常に地域をつくつた地域につきましても今回の集積法の対象になり得るというふうに見ております。あとは

今回も、経済環境の厳しい変化の中で、中小企業策の充実に努力しているわけであります。この法律の制定をお願いしている次第であります。

○三木忠雄君 技術法とか融合化法、これからまだ七、八年あるんですね。これと集積法を考えてみると、何かオーバーラップするようなところがいろいろあつて、特定地域法なんかは国が指定する、今度の法律は都道府県にゆだねたわけであります。

だから、都道府県の方では、指針が出るでしょうから、その方針に基づいていろいろ作成する場合も各地域にいろんな状況があるところはなかなか絞りづらい問題が出てくるんじやないか、県に預けているわざですから、あるいは都道府県に預けているわざですから。そうすると、都道府県が例えば数多く業種があつてやりたいという場合に、やはり国の助成とそれから都道府県の予算の関係、特に過疎県といいますか赤字県というか、こういろいろところにはなかなかこの助成対応という問題で非常に私は難しい問題が出てくるんじやないかと。数多くやりたいという都道府県の希望と、補助する補助金との間の問題といふか、そういういろいろ難しい問題があるんじやないかといふことを指摘しておきたいと思うんです。

そこで、私も先般いろいろな各地域からも陳情を受けていろいろな話も聞きましたけれども、例えばこの地域法、一応期限は去年の十二月にこれは終わつたわけです。そうすると、今度は集積法で何ヵ月かかるかって指針ができると、今まで進めてきたわけではありませんけれども、今まで非常に地域法というのはありがたがられて非常に効果を發揮してきたわけです。これ五年間ですかね、六十一年からこの五年間である程度の研究開発やいろいろな開拓をしてきて、技術開発等も進め産業として大分やつてきたわけです。これまで非常に地域をつくつた地域につきましても今回の集積法の対象になり得るというふうに見ております。あとは

技術開発等も進めてきて、事業を転換して新しい方向に進みかけたところで切られたところも、やめたところもあるわけです。これの延長をしてくればいう要請は、たしか皆さんの方にも届いていると思うんです。昨年の八月に、北海道の釧路とかあるのは網走とか、ああいう各市でいろいろな調整があつて、これを延ばしてくれという陳情を私たちもいただきました。

こういう問題について、この集積法と、あるいは個々の企業がさらに五年以降も融資を受けながらさらに販売促進等を図つていただきたいという個々の企業のこの特定法との間の関係は、どういうふうな形で考えていくべきなのか。継続をしていくつもりなのかどうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 御指摘の特定地域法につきましては、昭和六十一年から五年間の期限法でございましたので、昨年十二月に失効いたしましたわけでござります。この間にいろいろな努力が積み重ねられまして、かなりの成果も上がつたといふことでござりますけれども、なお相当の地域において依然経済状況が十分に回復していないというところもあつたわけでござります。私どももいろいろ心配をいたしまして、法律は失効をいたしましたけれども、なお金融面でそうした依然経済状況が十分に回復しないといふところにつきまして低利の融資制度を残そうじゃないかといふことにいたしましたのでございまして、名前は特定地域中小企業特別融資制度と呼んでおりますけれども、要すれば体質強化資金の助成制度を活用いたしまして、そうした地域に対しまして体質強化資金制度の低利融資がなお受けられるようにしてございます。

なお、今回の御審議いたしておりますところの集積法と、こうした地域との関係はどうかといふことをございます。集積法につきましては、いろいろ御説明申し上げましたよな方針で地域を選ぶわけございますので、旧来の特定地域の対象であった地域につきましても今回の集積法の対象になり得るというふうに見ております。あとは具体的には、その地域におきましてどんないい知恵が出るかとか、あるいは都道府県がどういう考え方で臨むのかとか、あるいは新しい高付加価値化の商品等がどんなものがあるかというようなものを総合的に判断しまして最終的には決まるというふうに考えておるわけでございます。

○三木忠雄君 それはわかるんですよ。特定地域に入った場合の、今までの集積法の特定地域に入った場合は、これはそれを適用して網をかぶせることができます。入らない地域、これである程度成果を上げてきた、さらに続けたいというのは、今金融措置を言われたわけですから、金利も少し上がるわけであります。あるいは予算がどのくらいの規模になつているのか、集積地域が特定されない場合の継続特定期域がどうするのかということなんです。

○政府委員(桑原茂樹君) 先ほどの体質強化資金を利用しましたところの低利の融資制度につきましては、これはかなり評判がいいというふうに我々は考えておりまして、いろいろな資金需要が来ております。我々としましては、そうした需要に対しまして資金がショートするということでお金を使せないというような事態が起こらないよういろいろな形で配慮しているつもりでございまします。今後ともそういう努力をしていただきたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 それがきちっとできれば問題がないと思うんです。金利は恐らくもう少し〇・五%ぐらい上がるるとか二%上がるとかいう話は聞いておりませんけれども、今まで継続していた企業がさらに特定地域に入らない場合に、これで打ち切りだとなつてしまふと、せつかく企業をその特定融資を受けながらやってきたのが、途中法律が失効してしまつたために全然新しい回転ができないなつたということのないような措置をしつかりやつていただきたい、そのための予算はしっかりと確保しておいていただきたい。あるいはそういう要望について、今までやつたんだからだめなんだというようなことにならぬないように注意をしてい

ただきたいと思います。

一例を挙げますと、やっぱり公害防止等の問題でいろいろ苦慮されながら企業を始めてきた。五年ぐらいいろいろ体質改善ができたときに、まあこれから販売だ、営業だとこうなったときに、さらにそういうソフトの面あるいはさらに技術開発とか包装とかいろんな問題でやりたいけれども、恐らく特定地域には指定されないだろう、こうなるところがあるわけです、集積地域に。そうなつたところのやはり企業というのは非常に問題になる、こういうところがいろいろ心配をされている。したがって、この法律が失効された後の対応がやはり問題ではなかろうかと、こういう点を老婆心ながら、私はそういう企業からいろいろな陳情もいたいておりますので、その点はよく目配りをして、今までやってしまったんだからだめだというようなことにならないように、せっかく努力してきたものがだめになつたと、こういうことにならないようにしてもらいたいと思います。

それから、転換は五年の二月に終わるんですね、恐らく。そうすると、今四年ですから、五年

の二月に終わるとなると、早くやめるならやめるとか、一年ぐらい前にやつぱりある程度審議されなきやいけないんじやないかと、こういうふうな感じをするわけです。去年の十二月に終わって、集積法今審議しているわけです。指針策定して、やっぱり半年ぐらいかかるわけです。この間、ある意味じや途れるんじやないかという感じがするわけです。皆さん方は皆さんの方の計画もあるでしょ、けれども、実際事業を一生懸命進めようとする人から見れば、ちょっと何か途切れるような感じをするわけですから、この問題はどうですか。

○政府委員(桑原茂樹君) 転換法につきましては、御指摘のとおりでございまして、昭和六十年に制定されまして七年間の期限法でございますので、来年平成五年の二月に期限切れを迎えるということになるわけでござります。期限切れ後同法をどう取り扱うかということについては、現在

のところはまだこうするという方針が固まつて、いるわけではありませんが、一つは昭和六十一年と来年の二月という時期がかなり経済事情等が年ぐらいいろいろな問題でやりたいけれども、恐らく特定地域には指定されないだろう、こうなるところがあるわけです、集積地域に。そうなつたところのやはり企業というのは非常に問題になる、

こういうところがいろいろ心配をされている。したがって、この法律が失効された後の対応がやはり問題ではなかろうかと、こういう点を老婆心ながら、私はそういう企業からいろいろな陳情もいたいておりますので、その点はよく目配りをして、今までやってしまったんだからだめだというようなことにならないように、せっかく努力してきたものがだめになつたと、こういうことにならないようにしてもらいたいと思います。

○三木忠雄君 それは慎重に検討をするのは結構

なんですが、やっぱり手当てをしつかり、中小企

業のいろんな法律はつくられるけれども、全部が

全部成功するというわけにはいかないでしようけ

れども。

この行政管理庁の監察結果を四法案についていろいろ勉強させてもらいましたよ、確かにいろいろ網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企業対策であるとか事業転換対策等につきまして、法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化等を踏まえた施策のあり方を見直せというようなことがございましたし、あるいは運用の問題として金融機関との連携をつかりやれとか、あるいは補助事業の実施状況の的確な把握に努めるといふことを一律に言うのは非常に難しいところでござりますけれども、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られまして、非常に熱心に要望されておる等のことを聞きますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたいということをいつづけていますから、今の時点で何ヵ所とござりますけれども、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られまして、非常に熱心に要望されておる等のことを聞きますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたいということをいつづけていますけれども、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られまして、非常に熱心に要望されておる等のことを聞きますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたいということをいつづけていますけれども、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られまして、非常に熱心に要望されておる等のことを聞きますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたいということをいつづけていますけれども、我々が今まで都道府県であるとかあるいは直接市町村の方々が来られまして、非常に熱心に要望されておる等のことを聞きますと、かなり活発にこういう計画をぜひやりたい

ことだと思いますので、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいという具

体的な活性化計画をつくるその対象

をつくりましたよ、確かにいろいろ

網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企

業対策であるとか事業転換対策等につきまして、

法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化

等を踏まえた施策のあり方を見直せというような

ことだと思いますので、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいという具

体的な活性化計画をつくるその対象

をつくりましたよ、確かにいろいろ

網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企

業対策であるとか事業転換対策等につきまして、

法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化

等を踏まえた施策のあり方を見直せというような

ことだと思いますので、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいという具

体的な活性化計画をつくるその対象

をつくりましたよ、確かにいろいろ

網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企

業対策であるとか事業転換対策等につきまして、

法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化

等を踏まえた施策のあり方を見直せというような

ことだと思いますので、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいという具

体的な活性化計画をつくるその対象

をつくりましたよ、確かにいろいろ

網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企

業対策であるとか事業転換対策等につきまして、

法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化

等を踏まえた施策のあり方を見直せというような

ことだと思いますので、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいといふことをいたしておるわけですが、これでござります。

○三木忠雄君 この法律案は十年ですね、十年で

終わると。そうすると、百地域、一挙に一年目か

ら全国で百地域になるわけはないと思うんです

ね。これは各市町村と各都道府県でいろいろ話す

合いをするわけですから、具体的にこの法

のところはまだこうするという方針が固まつて、いるわけではありませんが、一つは昭和六十一年と来年の二月という時期がかなり経済事情等が違つておるのではないかということを考えられます。ですが、また先生の今御指摘のよう点もあろうかと思ひますので、これから内外のいろいろな経済動向等も考えながら慎重に検討をしたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 それは慎重に検討をするのは結構なんですが、やつぱり手当てをしつかり、中小企業のいろんな法律はつくられるけれども、全部が動向とともに参考にされることは考えられるんですけども、まあそれよりもちよつと今までと概念の変わつたこの集積法の対象はどういうふうに考えて努力はされていることは考えられるんですけども、まあそれよりもちよつと今までと概念の変わつたこの集積法の対象はどういうふうに考えているのか。また、全国でどれぐらいの対象を考えているのか、この点についてまず伺いたいと思いまます。

○政府委員(桑原茂樹君) 対象と申しますのは、都道府県が具体的に活性化計画をつくるその対象をつくりましたよ、確かにいろいろ網羅的にいろいろな点について御指摘をいたいております。法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化なども、これにつけて、通産としてはどういうふうに考えておるか。

○政府委員(桑原茂樹君) 対象と申しますのは、都道府県が具体的に活性化計画をつくるその対象をつくりましたよ、確かにいろいろな点について御指摘をいたいております。内容的には、この特定中小企業対策であるとか事業転換対策等につきまして、法律が制定された後のいろいろな経済状況の変化などを踏まえた施策のあり方を見直せというようなことをいたしておるわけですが、これでござりますけれども、これにつけて、通産としては、法律が施行されましてから活性化指針というものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集積についてこういう方向で活性化したいといふことをいたしておるわけですが、これでござります。

○三木忠雄君 この法律案は十年ですね、十年で終わると。そうすると、百地域、一挙に一年目から全国で百地域になるわけはないと思うんですね。これは各市町村と各都道府県でいろいろ話す合いをするわけですから、具体的にこの法

律、これは審議して実際的な問題はきょうの委員会あるいはあしたの本会議等もありますが、実際の運用の面になつてきますと、「この法律は、公布の日から」「六月を超えない」となっていますね、それで指針をつくる、そういう順序になつてしまふと、一年目の一番最初の計画申請はいつごろになりますかと想定されるんですか。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま御指摘された

ようなタイムスケジュールでございますので、國のまず活性化指針が決まるのは秋口あたりになると想定されます。したがいまして、それに基づく各県の具体的な活性化計画の作成というのはそれ以降になるわけでござります。ただ既に

いろんな意味で前準備をしていただいているだけでも、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針といふものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいといふことをいたしておるわけですが、これでござります。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま御指摘された

ようなタイムスケジュールでございますので、國のまず活性化指針が決まるのは秋口あたりになると想定されます。したがいまして、それに基づく各県の具体的な活性化計画の作成というのはそれ以降になるわけでござります。ただ既に

いろんな意味で前準備をしていただいているだけでも、それから初めてスタートする

ときましても、法律が施行されましてから活性化指針といふものを国が定めまして、それに基づいて

都道府県がぜひこの地域のこういう中小企業の集

積についてこういう方向で活性化したいといふことをいたしておるわけですが、これでござります。

○三木忠雄君 この法律案は十年ですね、十年で

終わると。そうすると、百地域、一挙に一年目か

ら全国で百地域になるわけはないと思うんですね。これは各市町村と各都道府県でいろいろ話す

合いをするわけですから、具体的にこの法

律、これは審議して実際的な問題はきょうの委員会あるいはあしたの本会議等もありますが、実際の運用の面になつてきますと、「この法律は、公布の日から」「六月を超えない」となっていますね、それで指針をつくる、そういう順序になつてしまふと、一年目の一番最初の計画申請はいつごろになりますかと想定されるんですか。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま御指摘された

ようなタイムスケジュールでございますので、國のまず活性化指針が決まるのは秋口あたりになると想定されます。したがいまして、それに基づく各県の具体的な活性化計画の作成というのはそれ以降になるわけでござります。

○政府委員(桑原茂樹君) 「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域」申しますのは、

「自然的」というのは、地理的に分断されておりま

る地域」、これはどういうふうに限定をするのか。

それともう一つは、「関連性が高い事業を相当数の中小企業者」という、この「相当数」とはどのくらいの考え方を基準にしているのか、この点について説明してください。

○政府委員(桑原茂樹君) 「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域」申しますのは、

「自然的」というのは、地理的に分断されておりま

でございます。「経済的」と申しますのは、一つの経済圏としてふさわしい、一つの経済圏として見られる地域という意味でございます。「社会的」と申しますのは、一つまたは複数の市町村というものを単位としているということでございます。要すれば、この「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域」というのは、以上のようなことを総合的に勘案して「一体性がある」と見られる地域を我々は考へておるわけでございます。

それで、「相当数」というのはどのくらいかということでござりますけれども、要すれば、中小企業が集積としてのメリットがある、集積として活性化すべき実態があるということでもございますので、まあ大体最低五十社程度の中小企業の集積があるということが条件ではないかというふうに見ておるわけでございます。

○三木忠雄君 そうすると、「自然的経済的社会的条件」ですね、一定の地域、一市二、三町と。

これ百々らいの地域で補助金の地元の対応等にも

関係あるんでしようけれども、例えば北海道ですね、これは日本の国で言えば東北六県か七県ぐら

いのこういう地域であるとした場合に、調査室の

いろいろ読ませていただいた資料から見ますと、

例えば北洋漁業で不況になつて大変な地域が各市

別にずっとあるわけですね。そういうのをまとめて集積化法を適用するのか、あるいはそのうち

一市あるいはその周辺の市町村単位にまとめてやつていく方法なのか。

個々にやつていきますと、同じ水産業でも北海

道であれば、例えば函館がある、あるいは釧路があ

る、根室がある、紋別がある、あるいは網走があ

るとか稚内があるとこういうふうな感じになつ

てきますと、特定集積化法でやりたいとした場合

に、例えばそれどういう基準で都道府県は算定す

るのか。ここらのお考え方について。

○政府委員(桑原茂樹君) 北海道でございますけれ

ども、大変広い地域でござりますし、水産加工の関係の都市が数多くあるというのはそのとおりだらうと思いますし、また我々のところにもそ

して、大変熱心なところが多いというふうな認

識を持つておるわけでございます。

ただ、水産加工でございますので、そういうと

ころを全部、複数のものを一つの地域として見た

らどうかといふ今御指摘でございますが、それ

はちょっとこの法律上は難しいわけでございまし

て、例えば釧路なら釧路、根室なら根室というの

はござります。それは一つの経済地域でもござい

ますし、一つの自然的経済的社会的条件から見て

それぞれ分かれた地域であるというふうに見られ

るわけでござりますので、別々の活性化計画をつ

くつていただくということになるのではないかと

思つております。

なお、百地城というわけでございまして、都道

府県ごとにこの県は幾つかとか、そういうのは

特に決めておるわけではございませんで、そこは

おのずと都道府県等の熱意であるとか、都道府県

における活性化すべき集積がどの程度あるかない

かとか、その他いろんな条件を考えて指定がなさ

れるというわけではございませんで、そこは

は、そうした全体の需要の中での優先度をつけてい

るいろいろ考えていきたいというふうに考えておるわ

けでござります。

○三木忠雄君 そこは、優先度をつけるという問

題あるいは選択という問題になつてきますと、例

えば大きな都道府県と小さな都道府県あるいは中

くらいのとかいろいろあると思うんですね。あ

るいは集積化が該当する県というのは、例えば大

きな県であれば三つ、北海道なら五つとか七つと

かいろいろ分かれてくると思うんですよ。そうい

う場合の優先順序というか、集積化法に該当すれ

ば全部認めていくという方式なのかな。そこらの問

題はどうなんでしょうか。

○政府委員(南学政明君) 本法律が制定された後

に、指針を国がつくつしていくわけであります。こ

の指針が都道府県がつくる活性化計画の一つの承

認基準みたいなものになつていくわけであります

が、我々としては、そうした指針の要件に合致す

るものであればできるだけ広く認めていきたい、こんなふうな気持ちであります。

○三木忠雄君 中小企業庁長官、力強い答弁して

いるから、これがどんどん集積法でいろいろ出て

きた場合に積極的に認められると思うんですけれ

ども、そうするところの予算上の支援措置ですね、

これ補助金はどういうふうなぐあいになつてくる

んですか。これは、やっぱり一年に幾らだとか、

どういうぐあいになつてくるといふぐらいの規模

はあるんでしょう、ある程度の計画はあるんで

しょう。これはどうですか。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案を裏打ちい

たしますところのいろいろな支援措置がありまし

て、予算上の点もござりますし、金融上あるいは

税制上の問題もあるわけございますけれども、

予算上の措置はどうかということでおさいます

て、これは本年度、四年度におきましては総額十

億六千万円の予算を組んでございます。

これは中身的には、都道府県に対する補助であ

るとか支援機関に対する補助とか、それから組合

に対する補助とかいろいろあるわけでございま

けれども、今御关心のあります箇所と予算との

関係はどうかということになりますと、今年度に

おきましては、具体的に何ヶ所指定するかとい

のがはつきりしない点もござりますし、また各都

道府県が非常に熱心であるということもござい

ますので、我々としては、四十七都道府県を対象に

しまして一律に調査費を差し上げるということに

いたしておるわけでござります。来年度以降の予

算上の措置につきましては、そうした実態あるい

は需要というものを見まして、過不足ないよう

形で予算を確保していきたいというふうに考えて

おります。

○三木忠雄君 だから、私は最初に、去年の十二

月にこの特定地域法が失効すると、新しい法律

に、集積に乗つかるといつても、結局一年間は空

白期間ができちゃうわけです。事実上の具体的な

次の集積法案を検討する場合、都道府県でいろい

ろ検討し実際に行われる場合に、大体一年間のブ

ランクがあいちやうという。だから、その分問題

が多く、法律の失効と次の対応という問題につい

てやつぱりよく継続性がないと非常に困るんじや

ないかということを私は最初から指摘をしてお

る。

今日は、支援措置をいろいろ補助金で都道府県

なんかに出す。都道府県はそれを受けて、恐らく

本年度中は計画段階に終わつちやうんじゃない

か、具体的に言え。実際に中小企業等がある

いは集積化法に基づいて行おうとしている企業

は、やはり来年から実際的には事業転換という形

になつてくるんじやないかと、もう少し早くやり

ますと事務上は言うかもしれないけれども。ここ

らの問題が景気刺激をしようという中小企業のい

ろいろ対応を考えたときに、一年間やつぱり

プランクがあくんじやないかという、こういう感

じを受けるんですけれども、この点はいかがです

か。

○政府委員(南学政明君) 先生御指摘の特定地域

法、これは昨年十二月末に切れたわけであります

が、失効という格好になりましたのは、当該法律

の目的がおおむね達成されたという判断のもとに

失効ということに相なつたわけでありまして、多

くの地域が経済の活力をもとに戻したというよう

な実態にござります。中に先生御指摘のように依

然として不況の地域がございますが、これにつき

ましては、先ほど部長から御説明いたしましたよ

うに、体質強化資金制度を継続してそのパック

アップをしていくというのが方針であります。

私も、この特定地域法が失効したからこの法律

を新しく提案するという直接のリンクがあるもの

として位置づけているわけではございません。新

しい時代のニーズに応じて集積を活性化したいと

いう、そういう背景でもってこの法律を提案した

わけであります。

先生御指摘のように、秋口ぐらに指針をつく

りましても、具体的な都道府県からの計画が申請

され承認されるというのをややその後時間がかかる

うかと思います。しかし、この法律案というも

のを各都道府県にも從来から詳しく述べておるまして、できるだけ早い段階で物事が進むよう在我々としても準備を進めておりますので、先生の御期待に少しでも沿えるように努力をしてまいりたいと思つております。

○三木忠雄君 これは、通産大臣に特に要望しておきます。

数多くこういう要請が出てきたときに、手つ取り早く、都道府県に責任があるわけありますけれども、やはり法律の公布から施行までの間に六ヵ月を待たずというこの問題がどの程度早められるのかという、事務的に詰めてきたのであれば公布の日からどの程度早く実施に移されるのかどうか、これらの問題と都道府県から申請されてきた問題についてはやはり早く実行する、これが景気刺激の問題に大きな役割をするだろう、こう思ひますので、これは通産大臣から一言意見を聞いておきたい。

○国務大臣(渡部恒三君) 今、三木先生のお話をお聞きいたしておりますが、それぞれごもつともなお話でございますが、御趣旨にできる限り沿うよう頑張つてみたいと思います。

○三木忠雄君 円滑化計画の策定に当たつていろんな支援策が、今までにない特定な問題があるわけですね。この支援策も非常によくいろいろ考えられたと思うんですけれども、新しい進出、あるいは組合や商工会議所ですか、そういう指導をする場合に、具体的にはどういう支援措置といふか、具体的なメリットはどういう問題があるのか、この点について伺つておきたいと思います。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律上、円滑化計画と申しますのは、地方の組合がつくる計画のこととござりますけれども、組合に対する補助としまして、先ほど申し上げました十億六千万円の総予算の中で、一億四千二百萬円ほどを計上いたしております。これは、個々の組合に対しまして一つ当たり千八百万円の予算ということです。あるということになつておるわけでございます。

○三木忠雄君 二分の一の補助ですけれども、都道府県がまたこれに対応して補助するんですか、その組合等についてです。

○三木忠雄君 そうすると、先ほどからいろいろ議論しているように、各そういう集積化法をやりたいという例えば北海道とかあるいは大きな県で、例えば東京で、東京は少ないとは思ひますけれども、そういう集積化法をやろうという地域

がいっぱいあつた場合に、やはり補助する対応ですね、一千八百万といえば大したことないという人もいるかも知れないけれども、数が多い県と一つしかやらない県とか、いろいろ対応は違つてくると思うんですよ。そうすると、国からこれだけの箇所数をやろうとしても、都道府県から上がつてくるんですけれども、どういう予算の組み方をしていくのか、こちらの問題について。

○政府委員(桑原茂樹君) こうした予算の配分の問題ということにならうかと思ひますけれども、この辺につきましては、各県にそれぞれ例えば一つだとか二つだとか、そういう数字上の画一性と要に応じまして必要なところに差し上げるということでやりたいと思っております。

○三木忠雄君 これは、計画がどんどん進められるような体制で、少々予算が取つてなくともそれが徳島には二つあるんです。これを見てみると、非常に苦労しているいろいろ経営をやつている、こういうことでやるつもりはございませんで、その需

要に応じまして必要なところに差し上げるといふことでもあります。端的に何点か聞いてみたところが、こう考へておるわけですね。

○三木忠雄君 これは、計画がどんどん進められると、建築の方に今度将来使いたい、こういうふうな複合企業あるいは異業種の企業との交流をいろいろやろう、こう考へておるわけですよ。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律上、円滑化計画と申しますのは、地方の組合がつくる計画のこととござりますけれども、組合に対する補助としまして、先ほど申し上げました十億六千万円の総予算の中で、一億四千二百萬円ほどを計上いたしております。これは、個々の組合に対しまして一つ当たり千八百万円の予算といふことです。あるということになつておるわけでございます。

○政府委員(南学政明君) 確かに、今回の法律案では、従来の手法と違つたような手法を考えています。

○三木忠雄君 そうしておきたいと思つております。したがいまして、例えば来年度の予算要求、再来年度の予算要求をするような場合にも、地方自治体との連携を密にし、その進捗状況などを十分把握の上で所要の予算を要求し、その実現に努めてまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 それは、もうぜひとも概算要求のときからよく詰めてやついただきたいというこ

とを強く要望しておきたいと思います。

余り時間がないので、次の伝統的工芸品の振興法案について一、二伺つておきたいと思います。

この伝統産業の問題については、大変な苦労をされ、通産省もいろいろ努力されていると思うし、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非

常に苦労されている。私も先般私の地元に帰つたときにも、阿波和紙とかじら織とか、伝統産業が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○三木忠雄君 これは、先般私の地元に帰つたときにも、阿波和紙とかじら織とか、伝統産業が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

これはもう国が助成し、あるいは市町村が助成し、組合が出していい建物が確かにできている組合もあるわけですね。ところが、そういうハード

の面はできただれども、ソフトの面のいろんな協力というか、あるいは助成というか補助とか前向きに進めていくことをとてもそれだけの体質を持つてない、あるいは異業種との交流をやろうとしてもなかなかない。こういう問題に対する対応は、この法案でどう考えられているのか。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○政府委員(提言男君) 従来、先ほどから申し上げておることの繰り返しになりますが、メーカー

が徳島には二つあるんです。これを見てみると、ぐらはは調整できるんだろうと私は思ひうんすけれども、今までと違つて、やり方が國で箇所を決してやるのと、今度将来使いたい、こういうふうに注目し、伝統工芸品に注目して施策を講じておきました。この中には、もちろんハードの伝産会館をつくるとかいう面もありましたけれども、当然その販売促進あるいは後継者育成というよ

うな意味でのソフトの施策もあつたわけですが、あるいは現地の伝統産業に携わる人たちも非常に苦労されています。

○三木忠雄君 百七十四品目ですか、この伝統産業。これはさておいて、それ以外に未指定の伝統産業、この振興策というのはどういうふうに考えているんですか。

○政府委員(堤富男君) 現在、産地の全部の数が約一千あると思います。その中で百七十四でござりますから、二割ぐらいしかやっていないのではないかということですが、従業員数とか売り上げにいたしますと恐らく七、八割をカバーするかなりの大きい部分がござります。ただ、産地の数でいきますと、この百七十四のほかに県で指定をして県としてやっているものが私たちの計算で大体六百弱ございますので、この施策体系というのが、国で百七十四、その下に六百の県で单独でやっているものがあるということをございます。

我々いたしましては、そういう県レベルの施策といふものも当然交流を深めながら、展示会をやるときには一緒にやるというような格好でやらせていただいております。それから、我々が年に一回やつております伝産月間の推進期間におきましては、一緒にこの活動をやり、一緒に展示会をやるというようなこともやつてございまして、それから伝産協会でやつております功労者表彰というような場合には、大産地、中産地、小産地を問わせていただいております。それから、我々が年に一回やつております伝産月間の推進期間におきましては、一緒にこの活動をやり、一緒に展示会をやるといふことなどもやつてございまして、それが、証紙を張つて日本でできることを明確にします。

○政府委員(堤富男君) 海外の研修生につきましては、実は前回法律制定のときには、日本の伝統技術がいわば外国人の手で、「言葉が的確でないか

もかもしれませんけれども、とられて外国からまた同じものが入つてくるということが大変問題になつたことがござります。そういうものとの関係で

○政府委員(堤富男君) は、証紙を張つて日本でできることを明確にします。

○政府委員(堤富男君) うとかというような意味の施策となつて今残つておりますが、まだおつしやるような意味で、伝統工芸品が日本の顔になり日本の産業の顔になると

いう施策は、我々としても非常に重要なと思っております。

○國務大臣(渡部恒三君) 大変大事なことだと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○市川正一君 私は、最初に、通産省の伝統工芸品産業の振興に関する基本的認識をお伺いして

おきたいと思うのであります。

○國務大臣(渡部恒三君) 渡部通産大臣は、本法案の提案理由の説明の中で、「現在、伝統的工芸品産業は、従事者の減少や高齢化、需要の停滞、伝統的な商品のみに依存して小規模産地を忘れており、これが、今後とも、この指定の拡大あるいは県単計画の拡大というようなことを図つてしまいりたいと思つております。

○三木忠雄君 あと人材の育成策とか後継策、いろいろ議論されておりましたから余り聞くつもりはないんですけど、この間四国へ帰つたときに、外人が和紙の、あるいはモザイクとか、そういう技術を持つた人たちを呼んだりしているんですね。そういう技術者を招聘するといつても、伝統産業だから全然対象にはならないんですけども、やっぱり日本の伝統産業を学びに来ている外さんもいるわけですね。向こうへ帰つてやり

私は、これまで伝統的工芸品産業、例えば西陣織などの絹織物あるいは大臣も今お触れになつてそのゆかりも深い会津など、一つ一つは申しませんけれども、本委員会で取り上げてまいりました。とりわけ私は、本場の奄美大島つむぎ類似品の輸入規制の問題、産地振興対策については何度も本委員会で質問して追及してまいりましたが、率直に言って通産省は実効ある対策をとりませんでした。あまつきえ、伝統工芸品産地の振興について積極的な提案をいたしましたが、これまでの対応は、伝産法は議員立法だから当省としてはそんなことまでするつもりはないというような底流さえうかがえたんです。

今回の改正案の提案に当たって、私は、この十八年間を総括してどういう反省をなさり、どういう教訓を酌み取つておられるのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(堤富男君) この法律が五党共同提案ぶりということで四十九年に制定されて以来、十八年ぶりという長い期間がかかつたことは事実でございます。確かに、法律を改正する提案権というのは議会にもござりますし、行政府にもあるわけでござりますが、これは気持ちの上で、確かに五党共同で出された議員提案の法律につきましては、それなりに我々としては大変尊重をしておつたつもりでございます。

その間、単にこれを見ていたわけではございませんで、一生懸命実施をしてきたわけではございません。五十年には伝統工芸士の制度をつくるですとか、あるいは五十年には工芸士のための展示会を初めて開催するとか、五十七年には伝統工芸士を初めて叙勲の対象にするとか、五十八年には毎年やつております十一月の月間推進会議を起すというような形で、それぞれ第二次振興計画、第三次振興計画というようなことをやつておりますし、五十九年、六十三年、それぞれ第二次振興計画、第三次振興計画といふことを見ていますが、最近になりましたが事態を見ます

と、やはり伝統工芸品だけ注目し、メーカーで織などとの絹織物あるいは大臣も今お触れになつてそのゆかりも深い会津など、一つ一つは申しませんけれども、本委員会で取り上げてまいりました。とりわけ私は、本場の奄美大島つむぎ類似品の輸入規制の問題、産地振興対策については何度も本委員会で質問して追及してまいりましたが、率直に言って通産省は実効ある対策をとりませんでした。あまつきえ、伝統工芸品産地の振興について積極的な提案をいたしましたが、これまでの対応は、伝産法は議員立法だから当省としてはそんなことまでするつもりはないというような底流さえうかがえたんです。

○市川正一君 尊重するというのは、じつと手をこまねいて見ていることじやありませんよ。

それで、私さつきも引用した通産大臣の提案理由では、「伝統的な商品のみに依存してきたことによる産業活力の低下」、こう述べていらっしゃるんですね。そのところをどう理解するかなんですが、あたかも伝統を守つてきたことを消極的

ではありません。しかし、十八年前を思い起こしてみると、危機に直面した西陣織や奄美大島つむぎなどの伝統工芸品産地が必死の運動を起こしました。そして、それを反映してやむにやまれず議員立法に及んだのが事実です。これは、大臣も先ほど述懐なさつていたとおりであります。とすれば私は、伝統を守ることすらも當時考えていなかつた、そ

ういう姿勢をとつていらっしゃった通産省こそが今やつぱり改めて反省るべきだというふうに思っています。しかし、今度改正なさろうということをおつしやいました。私は、そういう諸外国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

先ほど堤局長が倉田議員の質問にも答えられて、イタリアのあのミラノファッショングなどのことをおつしやいました。私は、そういう諸外国の経験からもやはり学ぶべきことを積極的に学ぶ、十八年の総括を申しましたが、反省も含めて再度所見を承りたいと思います。

○政府委員(堤富男君) 戦後の歴史は、私よりも先生の方がお詳しいような気もいたしますが、私は一つの選択ではなかったかと思つております。

答申は、「アッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

しかし、十八年前を思い起こしてみると、危機に直面した西陣織や奄美大島つむぎなどの伝統工芸品産地が必死の運動を起こしました。そして、それを反映してやむにやまれず議員立法に及んだのが事実です。これは、大臣も先ほど述懐なさつていたとおりであります。とすれば私は、伝統を守ることすらも當時考えていなかつた、そ

ういう姿勢をとつていらっしゃった通産省こそが今やつぱり改めて反省るべきだというふうに思っています。しかし、今度改正なさろうということをおつしやいました。私は、そういう諸外国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

今後の伝統工芸品の重要な位置づけというのには、私らとしても、世界の顔になるための伝統あるいは地域振興になるための伝統、あるいは生活とゆとりのための国民生活の充実に役立つ伝統工芸品、そういう大きな意義を持つたものであります。そのうえで、こうした政策路線やこうした方法になじまない伝統的工芸品に類するものの振興は、これは放置するに等しい状態であったといふのが、私は戦後の経過であつたと思うんです。

答申は、「諸外国に目を転ずれば、例えば欧洲におけるアッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

答申は、「アッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

そこで、従来より積極的には言えなかつた伝統的工芸品の問題について、にわかに法律改正を行つて振興を図るということは結構なことであります。同時になぜなのかというその真意も私としてはただざるを得ぬであります。

答申は、「アッシュンセラミックス産業や自動車産業の例を挙げたり、さつき倉田議員も例証なさいました。現代産業の技術者、設計者が伝統的工芸品の工房を訪ねて、新たな発想を得ている例などを見を述べさせていただきますと、確かに焼け跡の中からここまでいは上がつてくる過程、それぞれいろいろな産業のウエートは、やはり日本の経済発展のためにどれが最も有効であるかという、少ない資源の配分の中での効率的な政策というのは、私は一つの選択ではなかつたかと思つております。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲します。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲しい物というものの順番というものがどうもあつたような気がいたします。

その後の経済復興を意図した傾斜生産方式についてその中で、最近になりましたが、だんだん生活のゆ

とり、そういうものがでてくる中で伝統工芸品に対する見直し、本物志向、文化志向というものも出てきたと、いうこともまたこれは流れの事実でありますと非常にその動きはまばらではございますけれども、そういう動きをとめるということができないのではないかだろうかという観点から、今回伝統工芸品産業審議会にも諮問いたしましていろいろな施策を承つたわけでございます。これを実施するためにはやはり改正が必要るということで、政府として法律の改正に踏み切った次第であります。

○市川正一君 尊重するというのは、じつと手をこまねいて見ていることじやありませんよ。

それで、私さつきも引用した通産大臣の提案理由では、「伝統的な商品のみに依存してきたことによる産業活力の低下」、こう述べていらっしゃるんですね。そのところをどう理解するかなんですが、あたかも伝統を守つてきたことを消極的

ではないしは否定的にとらえてはならぬと思うのであります。しかし、十八年前を思い起こしてみると、危機に直面した西陣織や奄美大島つむぎなどの伝統工芸品産地が必死の運動を起こしました。そして、それを反映してやむにやまれず議員立法に及んだのが事実です。これは、大臣も先ほど述懐なさつていたとおりであります。とすれば私は、伝統を守ることすらも當時考えていなかつた、そ

ういう姿勢をとつていらっしゃった通産省こそが今やつぱり改めて反省るべきだというふうに思っています。しかし、今度改正なさろうということをおつしやいました。私は、そういう諸外国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

今後の伝統工芸品の重要な位置づけというのには、私らとしても、世界の顔になるための伝統あるいは地域振興になるための伝統、あるいは生活とゆとりのための国民生活の充実に役立つ伝統工芸品、そういう大きな意義を持つたものであります。そのうえで、こうした政策路線やこうした方法になじまない伝統的工芸品に類するものの振興は、これは放置するに等しい状態であったといふのが、私は戦後の経過であつたと思うんです。

答申は、「諸外国に目を転ずれば、例えば欧洲におけるアッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

答申は、「アッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

そこで、従来より積極的には言えなかつた伝統的工芸品の問題について、にわかに法律改正を行つて振興を図るということは結構なことであります。同時になぜなのかというその真意も私としてはただざるを得ぬであります。

答申は、「アッシュンセラミックス産業や自動車産業の例を挙げたり、さつき倉田議員も例証なさいました。現代産業の技術者、設計者が伝統的工芸品の工房を訪ねて、新たな発想を得ている例などを見を述べさせていただきますと、確かに焼け跡の中からここまでいは上がりつつある過程、それぞれいろいろな産業のウエートは、やはり日本の経済発展のためにどれが最も有効であるかという、少ない資源の配分の中での効率的な政策というのは、私は一つの選択ではなかつたかと思つております。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲します。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲

するといふのが、私は、伝統的工芸品産業と呼ばれる業種を事実上軽視してきたことは、戦後の通産省の産業政策を振り返ると明白だと思います。終戦後

その後の経済復興を意図した傾斜生産方式についてその中で、最近になりましたが、だんだん生活のゆ

とり、そういうものがでてくる中で伝統工芸品に対する見直し、本物志向、文化志向といふものも出てきたと、いうこともまたこれは流れの事実でありますと非常にその動きはまばらではございますけれども、そういう動きをとめるということができないのではないかだろうかという観点から、今回伝統工芸品産業審議会にも諮問いたしましていろいろな施策を承つたわけでございます。これを実施するためにはやはり改正が必要るということで、政府として法律の改正に踏み切った次第であります。

○市川正一君 尊重するというのは、じつと手をこまねいて見ていることじやありませんよ。

それで、私さつきも引用した通産大臣の提案理由では、「伝統的な商品のみに依存してきたことによる産業活力の低下」、こう述べていらっしゃるんですね。そのところをどう理解するかなんですが、あたかも伝統を守つてきたことを消極的

ではないしは否定的にとらえてはならぬと思うのであります。しかし、十八年前を思い起こしてみると、危機に直面した西陣織や奄美大島つむぎなどの伝統工芸品産地が必死の運動を起こしました。そして、それを反映してやむにやまれず議員立法に及んだのが事実です。これは、大臣も先ほど述懐なさつていたとおりであります。とすれば私は、伝統を守ることすらも當時考えていなかつた、そ

ういう姿勢をとつていらっしゃった通産省こそが今やつぱり改めて反省るべきだというふうに思っています。しかし、今度改正なさろうということをおつしやいました。私は、そういう諸外国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

今後の伝統工芸品の重要な位置づけというのには、私らとしても、世界の顔になるための伝統あるいは地域振興になるための伝統、あるいは生活とゆとりのための国民生活の充実に役立つ伝統工芸品、そういう大きな意義を持つたものであります。そのうえで、こうした政策路線やこうした方法になじまない伝統的工芸品に類するものの振興は、これは放置するに等しい状態であったといふのが、私は戦後の経過であつたと思うんです。

答申は、「諸外国に目を転ずれば、例えば欧洲におけるアッシュン産業や陶磁器産業など、それが他の国の特色ある伝統文化を具現しつつ、競争力も有し、国際的評価を得ている製品も少なくない」とこう述べております。伝統を守りながら発展させるという考え方には、我が国とヨーロッパ諸国との間で大きな隔たりがあることは事実なんです。

答申は、「アッシュンセラミックス産業や自動車産業の例を挙げたり、さつき倉田議員も例証なさいました。現代産業の技術者、設計者が伝統的工芸品の工房を訪ねて、新たな発想を得ている例などを見を述べさせていただきますと、確かに焼け跡の中からここまでいは上がりつつある過程、それぞれいろいろな産業のウエートは、やはり日本の経済発展のためにどれが最も有効であるかという、少ない資源の配分の中での効率的な政策というのは、私は一つの選択ではなかつたかと思つております。一方、消費の方の状況も見ますと、我々が欲

するといふのが、私は、伝統的工芸品産業と呼ばれる業種を事実上軽視してきたことは、戦後の通産省の産業政策を振り返ると明白だと思います。終戦後

かろうか、こう懸念するのであります。この点は、先ほどの御答弁をしかと承つて、歴史の二十一世紀へ目指すこれからの振興に私は決意をつけたいということにきょうはどめておきたいと思ひます。

そこで、以下具体的な問題に即して私伺いたいのであります。先日私の事務所のスタッフが奄美大島に参りました。そして伝統的工芸品産業である、また基幹産業でもある大島つむぎの現状を調査してまいりました。

大島つむぎは、長引く不況の中で経営危機に直面し転廃業を余儀なくされ、生産数量はピーク時の三分の一、産業別のウエートも生産額のトップから最近では五番目のランクに落ち込んでおります。流通経路や価格決定は、消費地の商社やあるいは問屋から、この反物をこの価格でとこう指定してきます。ですから、産地問屋や親機を通じて販賣機によりてくるわけありますから、各段階でマージンを取るので末端の業者のところに来るころには地域最貴すら下回る状態になつてゐると言つておられます。こうした仕組みや状況の中で、共同振興事業や活用事業をやつても産地の振興にはつながらずに利益は産地の外へ持つていられるようになります。どうやうなことをねらつた計画ができるわけでございます。

○政府委員(堤富男君) 今回新しく、共同振興計

画といふことで販売業者の組合との提携、あるいは活用事業といふことで消費者あるいは現代産業との交流を深めるというようなことをねらつた計画ができておるわけでございます。

今おっしゃいましたように、この法律の原点は

その目的に書いてあるわけでございますが、目的

については我々は一切今回の改正の対象にはして

おりません。そういう意味では、目的は從来とも

全く同じでございます。ただ、その手段として複数の計画を追加したということでおこります。た

だ、複数の計画を追加した過程で、今委員御指摘

のよろうか、こう懸念するのであります。この点は、先ほどの御答弁をしかと承つて、歴史の二十一世紀へ目指すこれからの振興に私は決意をつけたいということにきょうはどめておきたいと思ひます。

そこで、以下具体的な問題に即して私伺いたいのであります。先日私の事務所のスタッフが奄美大島に参りました。そして伝統的工芸品産業である、また基幹産業でもある大島つむぎの現状を調査してまいりました。

大島つむぎは、長引く不況の中で経営危機に直

面し転廃業を余儀なくされ、生産数量はピーク時

の三分の一、産業別のウエートも生産額のトップ

から最近では五番目のランクに落ち込んでおりま

す。流通経路や価格決定は、消費地の商社やある

いは問屋から、この反物をこの価格でとこう指定

してきます。ですから、産地問屋や親機を通じて

販賣機によりてくるわけありますから、各段階で

マージンを取るので末端の業者のところに来るこ

ろには地域最貴すら下回る状態になつてゐると言つておられます。こうした仕組みや状況の中で、共同振興事業や活用事業をやつても産地の振興には

つながらずに利益は産地の外へ持つていられるよ

うなことはならないだろうか。これを抑える具

体的な対策を通産省はお持ちなんだろうか。たび

たび今までやりとりしてまいりましたが、現時

点での対策をお聞かせ願いたい。

○政府委員(堤富男君) 今回新しく、共同振興計

画といふことで販売業者の組合との提携、あるいは

活用事業といふことで消費者あるいは現代産業

との交流を深めるというようなことをねらつた計

画ができるわけでございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。

今回の法律改正による共同振興事業や活用事

業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の

産地が主体として継続発展しなければ新分野への

展開も保証することはできぬわけですね。ですか

ら、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充

実されてしまふべきだ。そうでなければ、肝心の

産地の体质が弱つてしまふ、へたつてしまふ、疲

弊してしまうことにしてはならぬと思うん

ですが、再度その点を確認いたしたい。

○政府委員(堤富男君) 従来から持つております

産地のメーカーに対する、製造業者に対する振興

計画、これにつきましては、そのまま存続をいた

すとともに拡充をしておるわけでございま

す。それから、新しい計画を幾つかつくりました

が、その計画の実施主体は、基本的には従来の産

地の企業を中心としたというふうに考えておりま

す。あるいは組合等で認知され、一つの振興計画とな

った場合にはいろいろの手段はあるはずでござ

ります。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

がございます。それから支援計画でございますが、

支援計画の実施主体というのは、基本的に産地

の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そ

ういうものが基本的に出資をしている会社、そ

ういう形で法人というようなものをベースに

つくっていきたいと思っております。

○市川正一君 この点についても、奄美的現地調

査の中で出てきた実情に即して伺いたいんです

が、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時

に産地の中で新しい発展を目指す動き、そういう

芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります

が、伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来

の、これはシャリンバイという木でございます

まして、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残され

る、あるいは伝統産業が振興するという、その本

務を忘れないようにするためにこういう基本指針

をつくつた次第でございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。

今回の法律改正による共同振興事業や活用事

業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の

産地が主体として継続発展しなければ新分野への

展開も保証することはできぬわけですね。ですか

ら、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充

実されてしまふべきだ。そうでなければ、肝心の

産地の体质が弱つてしまふ、へたつてしまふ、疲

弊してしまうことにしてはならぬと思うん

ですが、再度その点を確認いたしたい。

○政府委員(堤富男君) 従来から持つております

産地のメーカーに対する、製造業者に対する振興

計画、これにつきましては、そのまま存続をいた

すとともに拡充をしておるわけでございま

す。それから、新しい計画を幾つかつくりました

が、その計画の実施主体は、基本的には従来の産

地の企業を中心としたというふうに考えておりま

す。あるいは組合等で認知され、一つの振興計画とな

った場合にはいろいろの手段はあるはずでござ

ります。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

がございます。それから支援計画でございますが、

支援計画の実施主体というのは、基本的に産地

の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そ

ういうものが基本的に出資をしている会社、そ

ういう形で法人というようなものをベースに

つくっていきたいと思っております。

○市川正一君 この点についても、奄美的現地調

査の中で出てきた実情に即して伺いたいんです

が、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時

に産地の中で新しい発展を目指す動き、そういう

芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります

が、伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来

の、これはシャリンバイという木でございます

まして、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残され

る、あるいは伝統産業が振興するという、その本

務を忘れないようにするためにこういう基本指針

をつくつた次第でございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。

今回の法律改正による共同振興事業や活用事

業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の

産地が主体として継続発展しなければ新分野への

展開も保証することはできぬわけですね。ですか

ら、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充

実されてしまふべきだ。そうでなければ、肝心の

産地の体质が弱つてしまふ、へたつてしまふ、疲

弊てしまうことにしてはならぬと思うん

ですが、再度その点を確認いたしたい。

○政府委員(堤富男君) 従来から持つております

産地のメーカーに対する、製造業者に対する振興

計画、これにつきましては、そのまま存続をいた

すとともに拡充をしておるわけでございま

す。それから、新しい計画を幾つかつくりました

が、その計画の実施主体は、基本的には従来の産

地の企業を中心としたというふうに考えておりま

す。あるいは組合等で認知され、一つの振興計画とな

った場合にはいろいろの手段はあるはずでござ

ります。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

がございます。それから支援計画でございますが、

支援計画の実施主体というのは、基本的に産地

の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そ

ういうものが基本的に出資をしている会社、そ

ういう形で法人というようなものをベースに

つくっていきたいと思っております。

○市川正一君 この点についても、奄美的現地調

査の中で出てきた実情に即して伺いたいんです

が、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時

に産地の中で新しい発展を目指す動き、そういう

芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります

が、伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来

の、これはシャリンバイという木でございます

まして、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残され

る、あるいは伝統産業が振興するという、その本

務を忘れないようにするためにこういう基本指針

をつくつた次第でございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。

今回の法律改正による共同振興事業や活用事

業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の

産地が主体として継続発展しなければ新分野への

展開も保証することはできぬわけですね。ですか

ら、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充

実されてしまふべきだ。それで安定した販路

が確立されば、やむを得ず本土に出稼ぎに行つ

て、そのための対策をお聞かせ願いたい。

○政府委員(堤富男君) 今おっしゃいましたように、この法律の原点は

その目的に書いてあるわけでございますが、目的

については我々は一切今回の改正の対象にはして

おりません。そういう意味では、目的は從来とも

全く同じでございます。ただ、その手段として複

数の計画を追加したということでおこります。た

だ、複数の計画を追加した過程で、今委員御指摘

する

例えは、共同振興計画でございますと、産地

のメーカーの組合と産地にある卸売業者の組

合、それの共同で販路の拡大をするということ

であります。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

がございます。それから支援計画でございますが、

支援計画の実施主体というのは、基本的に産地

の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そ

ういうものが基本的に出資をしている会社、そ

ういう形で法人というようなものをベースに

つくっていきたいと思っております。

○市川正一君 この点についても、奄美的現地調

査の中で出てきた実情に即して伺いたいんです

が、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時

に産地の中で新しい発展を目指す動き、そういう

芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります

が、伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来

の、これはシャリンバイという木でございます

まして、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残され

る、あるいは伝統産業が振興するという、その本

務を忘れないようにするためにこういう基本指針

をつくつた次第でございます。

○市川正一君 その点、私も同感なんです。

今回の法律改正による共同振興事業や活用事

業、支援事業にしても、今の伝統的工芸品産業の

産地が主体として継続発展しなければ新分野への

展開も保証することはできぬわけですね。ですか

ら、振興事業に対する助成措置は、従来よりも充

実されてしまふべきだ。それで安定した販路

が確立されば、やむを得ず本土に出稼ぎに行つ

て、そのための対策をお聞かせ願いたい。

○政府委員(堤富男君) 今おっしゃいましたように、この法律の原点は

その目的に書いてあるわけでございますが、目的

については我々は一切今回の改正の対象にはして

おりません。そういう意味では、目的は從来とも

全く同じでございます。ただ、その手段として複

数の計画を追加したということでおこります。た

だ、複数の計画を追加した過程で、今委員御指摘

する

例えは、共同振興計画でございますと、産地

のメーカーの組合と産地にある卸売業者の組

合、それの共同で販路の拡大をするということ

であります。現在の振興計画の中でも、需要開拓資金

がございます。それから支援計画でございますが、

支援計画の実施主体というのは、基本的に産地

の製造業者あるいは製造業者のつくる組合、そ

ういうものが基本的に出資をしている会社、そ

ういう形で法人というようなものをベースに

つくっていきたいと思っております。

○市川正一君 この点についても、奄美的現地調

査の中で出てきた実情に即して伺いたいんです

が、今産地の厳しい事態を指摘しましたが、同時

に産地の中で新しい発展を目指す動き、そういう

芽が生まれてきているのも事実なんです。

例えば、笠利町の須野というところであります

が、伝統工芸士の資格を持つ染色の専門家が従来

の、これはシャリンバイという木でございます

まして、伝統工芸品あるいは伝統の技術が残され

る、あるいは伝統産業が振興するという、その本

務を忘れないようにするためにこういう基本指針</p

のに手を、自分でつくつてみるとどうような体験向といたしましては大変我々の発想と似ております。施設も兼ね備えたような施設というのがいわば将来の消費者、本物志向の消費者の動きにびつたり合っているのではないかということで、施策の方にさせていただきたいと思っております。

○市川正一君 大いに現地を励ますと思います。

最後に、私提案でありますけれども、大島紹技術指導センターというのがございまして、これは鹿児島県の施設なんですが、研究開発でも相当な成果を上げております。この館長の言であります。が、この技術的開発の成果をなかなか産地の業者へ移転できない、転入できない。なぜかというと、毎日毎日の生活に業者の人たちが追われてなかなか新しい技術を取り入れることが大変だとうんですね。何とかこれを実らすために、例えば農業の分野では営農指導のために積極的役割を果たしている農業改良普及員というのがあります。こういうような制度をつくつて国や地方自治体、組合などが協力して、業者がやってくるのを待つのじやなしに、ちょうど改良普及員のようにこちらの方から出かけていくて業者と一緒にになって新しい発展方向を目指す、そういうような制度をつくれぬもんやうかといふことを申しておられたんですが、これは伝統工芸品産業全般にもわたる問題であります。ひとつ御検討を賜りたいのですが、いかがでしょうか。

○政府委員 堀内勇君 鹿児島県の大島つむぎの問題に対する対策の取り組みは、この技術指導センターをつくるというようなこと、あるいは先ほど申し上げましたような奄美大島振興資金をつくるというような対策、大変我々の参考になると思っております。ただ、これだけの手厚い施策を全国的に展開できるかどうか、特に今の技術センターの職員が十九人ぐらいでございますが、これが一千件の企業を相手に、巡回指導はやつておりますが、なかなか農業改良普及員のようにきめ細

かくできているかどうか疑問があるところだろと思つております。大変唆唆に富んだ御提案ではございますが、宿題としていただいておきたいと思います。

○市川正一君 次に、中小企業集積法についてお伺いいたします。まず、今回の特定中小企業集積法と昨年十二月に失効した特定地域法との関係であります。が、特定地域法は国が地域を指定しております。今回は活性化計画について都道府県が策定し、指定するという点など、より地域の実情に合った法律運用にしていく等々の前進面があるというふうに私は評価いたしております。

ところで、先ほど来同僚議員とのやりとりなどをお聞きした上でお伺いいたしたいのは、確かに円高の緊急融資などの後ろ向き対策でなしに、前向きな対策を実施することが今回の法案の目的だと伺いました。とすれば、特定地域法で指定した五十一地域二百十六市町村がその目標を達成して経済状態が回復しております。これらの地域への対策はもはや必要ないと見ていらっしゃるのかどうか、その点をまずお伺いしたいんです。

○政府委員 桑原茂樹君 特定地域法と今度の新しい集積活性化法との違いについては御説明したとおりでござりますけれども、従来の特定地域法に基づくところの不況地域というものが今度の新しい法案の対象地域としてどうだろうかといふことであらうかと思ひますけれども、この点につきましては、この二つの法案はニュアンスが随分違ふうに考えております。

○市川正一君 桑原部長は、さつきも対象になりますが、対象になり得る可能

性もあると。ますます薄れてくるんですね。なり得るのは、可能性があるのはどこでもということになっちゃうわけですね。そうじやなしに、私は特定地域法の特定地域のうち、地域経済状態がはかばかしくない地域が少なくとも百十四市町村あるというふうになつてゐるわけですから、そうするところに對しては、結局残るのは融資制度だけしか残らぬというのじやなしに、地域経済が回復していない百十四市町村については、地域

指定していくべきではないのか。一番影響を受けている地域でもあるし、地域振興の上からも必要なことがあるんじやないか。そこを私は聞いているんであって、その対象になり得る可能性はあります。というようなことを言われても、これはもう慰めにもなりませんが、どうですか。

○政府委員 桑原茂樹君 ちよつと言葉遣いが違いましたとしても、同じ趣旨でお答えさせていただつたりでござります。恐縮でございまして。○政府委員 桑原茂樹君 ちよつと言葉遣いが違いましたとしても、同じ趣旨でお答えさせていたいたつたりでござります。恐縮でございまして。

集積活性化法の具体的な対象地域にどういうものを選ぶかというものにつきましては、今先生も御指摘されましたとおりに、その地域のイニシアチブというものを大変重視した法律案になつておられますので、私どもとして、今ここをこういう方針で承認するんだとか、そういうことを一律的に申し上げるのはどうかと思つております。例えば、従来の特定地域法に基づくところの不況地域が、非常に意欲を持つて新しい製品なり新しい技術開発に取り組む、ぜひこういうものをやつてみたい、しかもそれがかなり実現可能性もある、その都道府県としても大いにそれについて努力していきたいというふうに思っていますれば、今先生の御指摘されたことも踏まえて、我々としては検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○市川正一君 確かに、この流し網漁業禁止をめぐる背景には、乱獲禁止や資源保護など複雑な経過があることは御承知のとおりです。しかし、本委員会ではそれが主題ではありませんので省略いたしますが、地元の流し網をつくつて下請企業三十五社、従業員五百七十名で構成する函館地方漁網団体連絡協議会は、五項目の要求をいたしましたが、これらの要求に対応する対策とし

それで私は、そういう経済状態がまだ回復していない地域の一つとして、具体的に函館市の問題

もこれが採択されました。その結果函館市では、アカイカなどの公海流し網漁に直接携わる漁船二十四隻、乗組員三百四十七人、アカイカの水産加工業者百三十八工場、四千四百九十九人で、出荷額二百三十七億などの直接的被害が出ましたが、関係業界への影響であります。漁網関係が十五億七千万円、二十二社、六百三十八人。燃料業種、いわゆる油屋さんであります。十五億八千万円、六社、三百四十五人。造船・機械業者十業種、十億円、二十三社、千九十五人などに影響が及ぶ深刻な事態になつております。これらの関連業者にどのような具体的支援策をとられようとしているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○政府委員 桑原茂樹君 函館地域につきましては、先ほどの説明をいたしておりますところの十二月に失効しました特定地域法の対象地域でございましたし、その後の経済状況が必ずしもはかばかしくないということで、体質強化資金制度によりなお助成を続けておる地域でもござります。漁網につきましては、その関係業種ということで、体質強化資金制度の低利融資の対象となる業種でもござりますので、我々としては、設備資金あるいは運転資金というものを漁網関係者からの御要望があれば、この制度を利用いたしまして低利融資をさせていただきたいというふうに考えております。

○市川正一君 確かに、この流し網漁業禁止をめぐる背景には、乱獲禁止や資源保護など複雑な経過があることは御承知のとおりです。しかし、本委員会ではそれが主題ではありませんので省略いたしますが、地元の流し網をつくつて下請企業三十五社、従業員五百七十名で構成する函館地方漁網団体連絡協議会は、五項目の要求をいたしましたが、これらの要求に対応する対策とし

て使える制度は、地域中小企業特別融資制度だけなんでしょうか。もう少し積極的な広がりはございませんでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 今申し上げたもの以外に、例えば中小企業設備近代化資金制度というのがございまして、これは御承知のとおり、主として従業員百人以下の中小企業者に対しまして、貸し付け限度額三千万円以下で、無利子の金を償還期間五年以内という条件でお貸しする制度でございます。こうした制度もこの漁網関係の方はお使いになれるのではないかというふうに考えておりますし、このほか、言うまでもなく一般的な中小企業施策というものが、金融制度とかその他ござりますけれども、こういうものも当然御利用いただきけるのではないか。中小企業関係から言えば、そういうことでございます。

○市川正一君 時間が迫つてしまひましたので、最後の締めくくり的に御質問申し上げますが、いずれにしても國の方針が急転換するところから今度の事態が生まれておるわけであります。この漁網団体連絡協議会の関連業種に対する補償措置を含む救済対策の要求というのは道理があると、こう存じます。

そういう状況のもとで、函館市は、四月一日に公海流し網漁網対策本部を設置して、漁業及び関連業に関しての総合的な対策の推進を始めました。また、北海道庁も水産関係の今日の事態に対応して、特定地域中小企業融資規模七十億円のために、十二億二千万円の予算を確保しております。これもしかし國の資金が同額預託されなければ、七十億円の融資も難しい状況にあります。

ですから私は、中小企業庁、北海道庁、函館市、この三者で連携して十分に知恵を出していただく、力も尽くしていくなど、そういうことが求められていると存じますので、積極的な対応を重ねて強くお願い申し上げて、私の質問を終わらさせていただきます。その点ではいかがございましたか。

○政府委員(桑原茂樹君) 地域中小企業特別融資

制度でございますが、北海道で七十億円の融資規模ということで御希望がございまして、国として最も、それが実現可能になるようなお金を出すことにしたいというふうに考えておるわけでございます。

○市川正一君 大臣、どうも失礼いたしました。最後に思つていましたんですが、時間がなくなきました。

○古川太三郎君 今も同僚議員が法律が重なる部分についてお聞きされたし、それについてはわかつたんですが、いま一つだけ、この特定中小企業の集積化の法律と、伝統工芸の部分ですけれども、伝統工芸の法律の適用があつて、なおかつ集積化の適用はあるのかどうか、このことをちょっと聞かせてください。

○政府委員(南学政明君) 改正伝産法は、現行伝産法と同じく、伝統的工芸品産業の振興を目的といたしております。私どもの法律は、中小企業集積の活性化ということを目的といたしておりますが、伝統的工芸品を製造する中小企業者の計画が、私どもの法律の特定分野への進出計画と改正伝産法の活用計画の双方の対象になることは、理論的にあり得ると思ひます。

この場合において、両計画とともにその承認事務は都道府県が関与する建前になつておりますので、都道府県においてそれぞれの法律の趣旨、目的を勘案の上、所要の指導を行ふことになると考えております。都道府県がいづれも承認事務に関与することになつておりますので、都道府県が指導を行つていくと思います。

○古川太三郎君 その指導を行うというのは、重い部分はありますよ、あるけれども、これはまた重なつて適用があるというお話をしよう。

○政府委員(南学政明君) 理論的に両方の対象に

なり得るとお話ししたましたが、具体的に都道府県においてどちらかのより適当なスキームに乗るということで調整を行つていくものと考えております。

○古川太三郎君 この集積法というのは、確かに後ろ向きじゃなくて前向きの政策だと、対策だと。こういうことは、ある意味で非常に新しい感覚あるいは非常に前進した政策だと思うことは思ひますけれども、適用によつては非常にまた間違つたがります。後ろ向きの政策ならば、それはやむを得ないだろうとか、先ほどの話にありましたアカイカの問題とか、こういつたことで、あるいは不況の問題とかいうような法律が変わることあるいは世界情勢が変わることによって、本当に氣の毒だという業種あるいは地域、そういったものがあろうかと思ひます。円高とか円安とかといふことによつてもですね。不可抗力があればあるほどそれに充當することは、確かに公平の原則に私はかなうものだと思うですが、前向きであるだけに、これはある意味では不公平をつくつていくことにもなりかねない、それいろいろの特典を与えることによってですね。本来ならば自由競争の時代です。そういう意味から、その法律の適用についてどのような慎重な態度で考えておられるのか、そのことについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(桑原茂樹君) 御指摘のとおりに、御審議いたしております法案は、従来の中小企業施策と大分ニュアンスが違う、地域のニシアチブをより重視するような法案になつております。したがつて、やり方等々についていろいろ新しいところがあるわけでござります。むしろ我々としては、一番重要なのは、その地域の中の中小企業のやる気の問題で、非常に数字的には難しいわけござりますが、そういうことを重視しなければこれらの中小企業施策はうまくいかないということを考えまして、今回のような法律案を提出させていただいたわけでございます。

先生御指摘の、そういう新しい法案であるがゆえに従来になかつたいろいろ難しい点もあるのではないかとおっしゃるのは、まさにそのとおりかと思つておりますけれども、我々としては、活性化の指針において具体的に検討すべき事項であるとか配慮すべき事項等々を決めさせていただきまして、それに基づいて県がいろいろな事項を考えた後で、それを国の方へ承認を求めてくるといういろいろな過程をおきまして、そこ

えに従来になかつたいろいろ難しい点もあるのではないかとおっしゃるのは、まさにそのとおりかと思つておりますけれども、我々としては、活性化の指針において具体的に検討すべき事項であるとか配慮すべき事項等々を決めさせていただきまして、それに基づいて県がいろいろな事項を考えた後で、それを国の方へ承認を求めてくるといういろいろな過程をおきまして、そこ

の実態であるとか、やる気の問題であるとか、ボテンシャルであるとか、実現可能性であるとか、その他そういうことをいろいろ相談させていただきまして、御心配のような点がないように努力をされながら、それでいいんですけど、その食指も動かない、余りしたくもないけれども、しかし特典を考へばやつてみたいというような業種もあらうかと思います。こういったことで、それはやつぱり財政上の予算の枠がありますから、一応これだけだというような数字も枠もその限定があるので、不公平が生じないような措置をとつていただきたいと思います。

いま一つ、国がそういう指導をされることは非常に結構ですけれども、上からの押しつけと言つてはなんですか? 要するにお上が言うことだけ、その指針に従つていれば間違つてない、こういふような意識を助長するような傾向にならないとも限らない。本来ならば、通産省の考え方からすればこれは自己責任の原則、また自由主義であればおさらその原則を守つていかなければならぬことがあります。むしろ我々としては、一つ一つの企業が本当に血がにじみ出るような努力をして、どうしても助けてほしいといふようなものがあるときには救うのはやっぱり理屈があると思うんですけれども、こういうようなことがありますよ、やりなさい、どうぞ手を挙げなさい、こういうような上からだけの指導をやつていく場合には過保護にならないか。

いま一つは、そういうた業種はだれが見てもうどうしようもないんだと、そのことによつて少々息つきができる。こういうことであれば、また護送船団方式みたいにみんなで行けば怖くないということで、その地域の人たちが嫌でもそこに入らざるを得なくなるような、そういう雰囲気をつくってしまうのではないか。そういったことを恐れるんですけども、それについてどのようにお考えになつていますか。

○政府委員(南学政明君) 市場経済の中で、企業の自由な発想を伸ばしていくことは基本的に極めて重要なことでございます。この法律は、集積の選定あるいは発展の方向につきまして、国が一律に定めるのではなくて、都道府県が集積の経済状況、地元のコンセンサスの形成状況等、地域の中小企業の現状等を踏まえまして活性化計画の中で設定していくということにしているわけであります。そして、この活性化計画は地域の中の中小企業者等のコンセンサスの上で設定されることが必要であると考えております。この点を活性化指針に明記していくつもりでございます。

このように、この法案は、上からの押しつけというものではなくて、むしろ地方自治体あるいは中小企業の自主性を尊重するような体系、地域の自由な発想、創意工夫を尊重する体系になつていると私どもは考えております。

なお、法案第三条におきまして、「中小企業集積の活性化を図ることが特に必要であると認められること。」といふことが要件になつております。あらゆる集積をこの対象にするつもりはございませんで、やはり工業出荷額等が低迷しておつて大変困難な事態に直面している、そういう集積に対してこの手を差し伸べていくということを考えているわけであります。

○古川太三郎君 これは、私は調査したわけではございませんからわかりませんが、本来ならば、個別企業の戦略といいますかそういうことからすれば、余りにその地域が一緒になるということに

ついて嫌う企業がたくさんあると思うんです。しかし、地域的にそのようなものが指定されたといふ場合、これは村八分になるのが嫌だというようことで、それならば少々だけ手を挙げておこう。そういう意味で、組合をつくるならつくるにしても、一〇〇%そこに努力するのではなくて自分の形式だけ出しておこう。よくいけばよし、悪くいっても構わないよ。そういうことから、計画に参加するだけでこういう特典がもらえるとか、あるいは余り真剣にならなくても集積という形でその地域が指定されてしまう、あるいはその業者が指定されてしまう、こういうことが起こり得るんじゃないかな。本来ならばもつともっと企戦略上自分自身のことやりたいんだという気持ちがありながら、ここに引きずられないかという危惧をするんすけれども、いかがですか。

○政府委員(桑原茂樹君) 県が活性化計画を作成する際には、先ほどから話にございましたように、その地域の中小企業者等の幅広いコンセンサスというものを重視して決めるわけでございま

す。当然のことながら、その集積を形づくるなり多くの中小企業者がぜひこういう方向で努力しようと、いうことが確認される必要があります。で、これは本当に数多い中小企業者がそういう方向に向かって努力することが前提となつて活性化計画ができる。したがつて、個々の中小企業者の自由な発想、創意工夫を尊重する体系になつてると私どもは考えております。

○古川太三郎君 そうすれば、ある意味では一〇〇%そこに力を注ぐということになりまして、從来やついた事業というものは閉鎖するというようになりますと、事業転換法ですか、それとまた重なつてくるんですが、こういうような重複の適用はどうなるんでしょうか。

○政府委員(桑原茂樹君) 事業転換法の方は、旧來の事業をやめまして新しい事業に転換するというのまさに目的になつております。この集積法の考え方は、従来の事業を廃止するということではなくて、従来の事業は従来の事業としてそこにあります。そういう従来の事業で培つた伝統ある技術であるとか、あるいはボテンシャルといふものを活用いたしまして、それと関連のある新しい高付加価値を持つたような商品を開発する、あるいは従来のそういう伝統ある技術をさらに伸ばして新しい技術を開発するというようなことが趣旨になつてございまして、転換法のように、旧來の事業をやめてしまふんだということが前提となつているわけではございません。

(理事松尾官平君退席、委員長着席)

ただ、御心配のように、ごく一部、その進出計画はつくつても余り本気ではないという者が出ており多く出てくるということを私どもは前提としておるわけでございます。

○古川太三郎君 そのあたりの人の心というの

なつております。その中小企業者からいろいろ

事情を聞いたりしますので、その過程で、今御指摘のあつたようなことは十分チェックができるの

にチェックする、承認をする、こういう法体系に

なつております。そのため、これはみんなは成功するんだと

思ひながらやるんでしようけれども、それがもし

別の方向を実はねらつておるし、別の努力をし

たいんだという人が出てくるかもしれないと思つ

ております。本法案は、そういうものを排除する

ということでは全くございませんで、そういう違

う方向で努力するということを考えている中小企

業者に対しましては、この集積法の体系ではございませんけれども、そのほかの一般的な中小企業

施策におきましてそういう人々も御支援申し上げ

る、こういうふうな考え方でいるわけでございま

す。

○政府委員(桑原茂樹君) これは、最初に活性化計画をつくります際に、どういう方法でどういう手段でその実現を図ろうかという、その計画づくりの段階が一番重要ではないかというふうに思つておるわけでございます。

○古川太三郎君 それは、せつかくそのような集積をおこなつても、これはみんなは成功するんだとい

うふうに期待をしておるわけでございます。

○古川太三郎君 成功することを祈りますけれども、やはり全部が成功するとは限らないのですから、少し注意をしていただこうという趣旨から

申し上げたんです。

今度は、私が出でています福井県のこととて大変恐縮なんですか。けれども、織維産業は大変盛んでござります。しかし、もうほとんどの企業が貢加工で、零細というよりもむしろもう本当に小さな小さな企業がたくさんあるということだけは確かなんですね。そういう企業は組合に入ることすらできなさい。組合費が高いからということで、なかなか入りづらい部分もあるんです。そういう意味から、その地域というのが非常に大きな範囲でないと要件を満たしてこないとか、あるいはスケールメリットが出てこないとかいうようなこともあります。うかと思ふんです。あるいはまた、非常に小さい形でまとまるかもしれない。といいますと、一つの県で同じ業種が三つも四つも手を挙げてくるというようなことになるかと、全国的に見ても、何も織維だけじゃなくてほかにもそういうことがたくさんあると思います。

そういう場合に、四十七といえば各県に割り当

とになろうかというふうに思つております。

それから、そういう集積というのは小さいんだけれども数が多いから、数が多いときにうまく対象になり得るのかどうかというお尋ねでございますが、我々はいろんなケースが実は全国的にあります。これから具体的に、福井県なら福井県が県下のいろんな中小企業の集積を見渡しまして、どこの集積を活性化するのが一番必要なのか、あるいはどこの集積が一番必要なのか、あるいはどこで開発があるとか新商品の開発ができるのか、こういう点をいろいろ勘査されまして国に相談に来られるというふうに思つております。

そういう段階におきまして、今お尋ねのよう

なこととも踏まえまして、できるだけ多くの中小企業者が、しかもやる気のある中小企業者が本法案の対象になり得るように、我々は運用上努力をしていきたいというふうに思つております。

○古川太三郎君 その集積が、今の財政からの制約か知りませんが、法律では四十七というよ

うな形で始まるかと思うんですが、それが五十にな

るほど、上限の話をしますけれども、税制面で

非常に減収になるんじゃないかな、こういう心配

もあるわけなんで、得べかりし税が上がつてこな

いとか、こういう心配とは関係なく今は分割が

できるんですか、それをお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案に関連する

ところの税制上のいろいろな優遇措置というのが

用意されているわけでござります。従来のいろいろな中小企業施策で大体講ずるところの税制上の

措置もありますし、この法律案に特別な優遇措置

もござります。我々としては、この新しい集積活

性化法案の運用に際しまして、必要かつ十分な税

制上の特典であり、これが行き過ぎているという

ような判断はいたしておりません。

○古川太三郎君 これは、過疎化対策として都市

に集中している企業を若干過疎地に持つていく、

それがそこまで一つの集積ができるなら恐らく

いいんでしようけれども、それから新たな集積を

呼びかけるというような場合にこの適用はあるの

かどうか、ちょっとお伺いします。

○政府委員(桑原茂樹君) 本法案は、既存の中小

企業の集積を将来にわたって活性化するというこ

とが目的でございまして、過疎のところに新しい

中小企業を集積するというのには目的となつており

ませんので、御指摘のようなケースについては、

この法律案で対処するのはなかなか難しいという

ふうに思つております。

○古川太三郎君 話は変わりますが、投資育成会

社に対する引き受けも非常に特典があります。中

小企業というのは皆さん小さいものだと思っては

おりませんけれども、三百人以下であれば何億でも

構わないというような特典にもなるうかと思うん

ですが、そういったことは大企業への投資に道を開くということにならないでしようか。そちら辺

の心配もあるうかと思うんですが、ひとつお伺い

いのではないかという気もいたしておりますし、

もう一つは、四十七というのはあくまで予算上の

積算でござりますので、いろんな工夫によりまし

て、現実にいろんな地域がぜひ自分のところもと

いう話があればいろんな工夫をしていきたいと思

います。

要すれば、ぜひ自分のところはそういうふうな

活用計画をつくりたいというところが数多く出

てれば、我々としてはそれなりに、おまえのと

ころはためだといつことがなるべくないように、

いろんな工夫をしていきたいというふうに思つて

おります。

○古川太三郎君 財政面ではその枠内で確かに工

夫ができると思うのですが、その数が多くなれば

なるほど、上限の話をしますけれども、税制面で

非常に減収になるんじゃないかな、こういう心配

もあるわけなんで、得べかりし税が上がつてこな

いとか、こういう心配とは関係なく今は分割が

できるんですか、それをお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案に関連する

ところの税制上のいろいろな優遇措置というのが

用意されているわけでござります。従来のいろいろな中小企業施策で大体講ずるところの税制上の

措置もありますし、この法律案に特別な優遇措置

もござります。我々としては、この新しい集積活

性化法案の運用に際しまして、必要かつ十分な税

制上の特典であり、これが行き過ぎているとい

うような判断はいたしておりません。

○古川太三郎君 これは、過疎化対策として都市

に集中している企業を若干過疎地に持つていく、

それがそこまで一つの集積ができるなら恐らく

いいんでしようけれども、それから新たな集積を

呼びかけるというような場合にこの適用はあるの

かどうか、ちょっとお伺いします。

○政府委員(桑原茂樹君) 本法案は、既存の中小

企業の集積を将来にわたって活性化するというこ

とが目的でございまして、過疎のところに新しい

中小企業を集積するというのには目的となつており

ませんので、御指摘のようなケースについては、

この法律案で対処するのはなかなか難しいという

ふうに思つております。

○古川太三郎君 話は変わりますが、投資育成会

社に対する引き受けも非常に特典があります。中

小企業というのは皆さん小さいものだと思っては

おりませんけれども、三百人以下であれば何億でも

構わないというような特典にもなるうかと思うん

ですが、そういったことは大企業への投資に道を開く

こという有効期間があるわけでござりますから、

いろんな支援の対象ができるというこ

としの四十七だけでいろいろ議論しなくてよい

一五

します。

○政府委員(桑原茂樹君) この法律案の中では投資育成株式会社法の特例を設けておりまして、本来なら投資育成株式会社は資本金一億以下の企業にしか投資できないことになつておりますけれども、これの制限を取りまして、一億円以上でも投資していいよと、こうしたことになつております。

これは、新しい中小企業集積で何か新しい商品を開発するとか新しい技術を開発するとかいうことを予想されましても、その地域の集積で核となつておりますような企業の中には資本金一億円を超えるような企業もあるのではないか。現に、いろいろアンケート調査をやりますと、資本金一億円以上の企業もかなりあるというふうに我々は見ておりますので、この一億円という制限を今回法律案の中で取つ払つたわけでございます。

ただ、この取つ払つたことによつて投資育成株式会社の投資が大企業に行くのではないかということは、我々は余り心配をいたしておりません。大企業のダメーとなつているような中小企業者にとっては、投資育成株式会社が投資をするということは、現実問題としてないような運用にしたいと思つておられますけれども、投資育成株式会社が実際に投資をいたします際に、いろいろな経営上の相談であるとか内容であるとかいろいろお話を聞いた上で投資をするわけでございますので、その過程におきまして御心配のようないふうにさせていただきたいと思つております。

○古川太三郎君 こういうせつかくの集積をしながら力をつけていくという意味では、大企業からむしろ離脱できる企業集積というものを私たちは夢を見るんですけれども、しかし現実を見ますと、今は非常に技術の高速化とかあるいは情報化が盛んでござります。そういう意味で、資本の集約化がもう非常に進んでいます。産地では、高度の技術が要求されているという形になつていて。そのことになりますと、あるメーカーがその集積し

た産地と結びまして、メーカーにむしろ選ばれな

ければ活性化していくといふ企業が多く出るのではないかと思うんです。そうなれば、大企業にしか投資できないことになつておらず、それでも投資していいよと、こうのことになつております。

これは、新しい中小企業集積で何か新しい商品開発するとか新しい技術を開発するとかいうことを予想されましても、その地域の集積で核となつておりますような企業の中には資本金一億円を超えるような企業もあるのではないか。現に、いろいろアンケート調査をやりますと、資本金一億円以上の企業もかなりあるというふうに我々は見ておりますので、この一億円という制限を今回法律案の中で取つ払つたわけでございます。

ただ、この取つ払つたことによつて投資育成株式会社の投資が大企業に行くのではないかということは、投資育成株式会社が投資をするということは、現実問題としてないような運用にしたいと思つておられますけれども、投資育成株式会社が実際に投資をいたします際に、いろいろな経営上の相談であるとか内容であるとかいろいろお話を聞いた上で投資をするわけでございますので、その過程におきまして御心配のようないふうにさせていただきたいと思つております。

○古川太三郎君 もう二点ほどで終わりたいと思いますが、財政とか税制とかあるのは金融、こういった面で非常に恩典を受けることになるわけなんですねけれども、せつかくそのような恩典を与えてやら企業を育成するんですから、そこに働く従業員の労働条件ぐらいは最低限守らせるような方針というのはないものでしようか。これは、やはり全國からの貴重な税金をここにつぎ込むんですから、企業というのはその目的としてそこで働く従業員の福利厚向も一つの目的であろうかと思うんです。そういう趣旨から、そういう恩典があつてあるほど、従業員の大切さをしつかりとわかつておられます。

○国務大臣(渡部恒三君) 我が国できょうまで発展してきた技術あるいは中小企業のノウハウ、こ

のままではございません。したがつて、これはむしろ摩擦解消

の経営下に入つてしまつて、もう歎どめがかかるなりようになつてしまつ。結局は、集積したその地域は、大企業の下請けされてしまうというようないようになつてしまつ。その結果、心配をするものですから、そのあたりの歎どめはどのようになりますから、お聞かせいただきたい。

○政府委員(桑原茂樹君) 本法律案の目的とするところは、その地域における中小企業の集積を構成するところの中小企業がみずからニシアチブでやる気を出して、ぜひ自分たちはこういう方向で发展していきたいというところをまず見るわけでございます。御心配の趣旨は我々も肝に銘じまして、そういうことがないように気をつけたいと思います。御心配の趣旨は我々も肝に銘じまして、そういう方向に行くことでなくて、自分たちのニシアチブでこうやりたいということを前提としているわけでございます。

現実問題としては、県等が活性化計画をつくります際に、当然その辺のところはチェックするようになります。御心配の趣旨は我々も肝に銘じまして、そういうことがないように気をつけたいと思います。御心配の趣旨は我々も肝に銘じまして、そういう方向に行くことでなくて、自分たちのニシアチブでこうやりたいということを前提としているわけでございます。

○古川太三郎君 もう二点ほどで終わりたいと思いますが、財政とか税制とかあるのは金融、こういった面で非常に恩典を受けることになるわけなんですねけれども、せつかくそのような恩典を与えてやら企業を育成するんですから、そこに働く従業員の労働条件ぐらいは最低限守らせるような方針というのはないものでしようか。これは、やはり全國からの貴重な税金をここにつぎ込むんですから、企業というのはその目的としてそこで働く従業員の福利厚向も一つの目的であろうかと思うんです。そういう趣旨から、そういう恩典があつてあるほど、従業員の大切さをしつかりとわかつておられます。

○国務大臣(渡部恒三君) 我が国できょうまで発

展してきました技術あるいは中小企業のノウハウ、こ

のままではございません。したがつて、これはむしろ摩擦解消の経営下に入つてしまつて、もう歎どめがかかるなりようになつてしまつ。結局は、集積したその地域は、大企業の下請けされてしまうというようないようになつてしまつ。その結果、心配をするものですから、そのあたりの歎どめはどのようになりますから、お聞かせいただきたい。

○政府委員(南学政明君) この法律によりまして当該地域の集積が活性化していくということは、むしろ私どもは、そこにある仕事、魅力ある職場が形成されるということで、そこに働く人たちの福祉の向上にも寄与するんぢやないか、基本的にこのように思つておるわけであります。沈滞する中小企業集積が活力ある集積に変わつていくと、うに考えておられるか、お聞かせいただきたい。

○古川太三郎君 最後に、大臣に一つだけお聞きして終わりたいと思います。今、日本の技術を移転してほしいというのが、韓国とか台湾、そういうふうに思つておられますけれども、せつかくそのような恩典を与えてやら企業を育成するんですから、そこに働く従業員の労働条件ぐらいは最低限守らせるような方針というのはないものでしようか。これは、やはり全國からの貴重な税金をここにつぎ込むんですから、企業というのはその目的としてそこで働く従業員の福利厚向も一つの目的であろうかと思うんです。そういう趣旨から、そういう恩典があつてあるほど、従業員の大切さをしつかりとわかつておられるということも事実であろう、こう思ひます。

だから、通産省も中小企業庁もいろんな面で随分ときめ細かくやつていただいていますが、その実、新しい制度、新しい法律にはときめ細かくやつてもらいますけれども、そのために、古い五年、十年前にできた法律についてはどうもその点が少し忘れておられる。これは、通産省・中小企業

府がどうよりも、一般の中小企業団体やあるいは地方の、県のそれぞれ所管の原課等々がそのようになつておるという嫌いがあるんではなかろうか、こんなふうなことを実は常に感じております。

そこで、具体的にお伺いしますけれども、伝統的工芸品産業の振興法については、十八年前この法律ができました。京都の友禅などはあるいは西陣だと、こういうふうなその地域を代表する、またそれにかかるべきものがないというふうなものについては、この伝統産業の法律によつてかなり成果が上がつておるという面もありますけれども、その他地域、地方によつてはそういうふうな業種があつたのかよくわからなかつたというのがたくさんあるわけです。

事実、百七十幾つの指定の中には、例えて言うと、和紙なんかはたしか全国で七地域ですか、そんな和紙があつたのかなと一般の人が知らないようなものが指定されておる。あるいは友禅にしてわざと、京都、金沢、東京、名古屋と四カ所指定がわざと、専門家でもわからぬような状態ですね。それから仏壇にしても、仏壇は全国で十カ所ぐらいですか、確かに仏壇は宗派によつて長い伝統、歴史がありますから若干の違いはありますけれども、それでも地域で何とか仏壇、何とか仏壇と指定されておる。じやどこが違うのか。そこで、指定された地域の業種は自分のところが指定されれば事足りるというふうなことで、いわば努力しなかつたと言うと怒られます、語弊がありますけれども、指定されたことでもういいんだというふうな業者、団体が多いですよね。

そういうふうな指定された業者が、いわばい意味での地域間の連絡をとりながらライバル意識を持つて、やはりお互いそこで伝統産業についての持つておる伝統技術、そういうふうなものを交流するような、そういう制度がこの法律に欠けておるんではないかなということが実は私の感じている一つです。これについて、原課としてはどん

なふうなお考えをお持ちかどうか。そこで十八年

ぶりにこの法律を改正するという通産省の当然何かおありだらうと思ひますけれども、それについてどういうふうな、それがまず展開がそうであつたと思いますが、それが一つ。

それからいま一つは、昭和三十年代以降、中小企業政策の中核というか柱は、省力化であり合理化でありマスプロ化であり、要するに、できるだけ労働力を省いて、そして大量生産によるところのコスト吸収をすることによっての利益、こういふうなのが一つ中小企業指導の、あるいは法律の中心柱であつたわけですね。その中で、伝統産業というのは、労働集約型の産業はもうやつていけません、あるいはそういうふうな時代の流れについていけない企業はつぶれてもやむを得ませんとは言いませんが、事実上一般的空気が自然淘汰やむなしということをきたわけですね。

それが、この際、さらに伝統産業を掘り起こしてどのよう方向に持つていこうかということについてのこれからはつきりとした方針を伝統産業に従事する人たちに明示して、それらの人たちにやっぱり伝統産業に従事している夢と誇りとそれをから経済的な安定というものを明示してやらなければ、このまま将来的にみずから夢を描いていただいて、それを金融面あるいは財政面、税制面で私の方でお手伝いをさせていただく。

伝産法の問題にしてもそうですが、やはり私は省してみますと、十八年前、議員立法でこれが行

われて、私たちの地域が伝統ある漆器産業ということで指定を受けたときなんかも、何かこれで通産省から指定を受けたからそれでもうこの漆器業界は発展していくんだというような大変思い違いがあつたことを重々反省されますので、今回はいずれの法律にしても、まず地域の人たちにやる気を起こしてもらつてそれを我々がお手伝いする、こういう方向で進めていくことが成功する道だ、こんなふうに考えております。

あとは局長から答弁させます。  
○國務大臣(渡部恒三君) 私は、戦後の中小企業政策あるいはもろもろの政策、これを反省してみると、確かに今井先生おつしやったように、都市の指定で燃え上がつたころがありますけれども、あの当時は何か新産業都市の指定を受ければ

もうそれだけで何か自分たちの地域に夢があるよ

うなことだつたんですが、農業政策とか建設省の政策であれば、これは公共事業をやってもらえばそれで役立つわけありますけれども、産業政策の場合は、やはりその地域内に、あるいは産業組合とかあるいは地域の産業の皆さん方がまずみずからやる気を起こしていかなければこれは成功しない。

さつき三木先生の御質問のとき、おまえが自治大臣のときふるさと創生をやつたという御指摘がありましたけれども、まさに今回の中小企業積み立て法をお願いしておるのは、地域社会、自治体、それから地域の産業にやる気を起こしていただきたいと、どのような法律をつくつても私は将来的に余り期待ができないのではないかといふ危惧を持つておるわけです。これらについてひとつ局長なり大臣なりどうお答えいただけるか、思いつきのような意見になりましたから特にこうとかといたします。

先生おつしやるよう、和紙だけで九の産地がござりますし、仏壇は今数えてみましたら十六ござります、それから友禅と名がつくだけで確かに四つございまして、これらは原点でつながつていろいろなケースもございますが、まず協議会という形でそれぞれの分野で連絡網はできておりまます。それから、わざを競うというような意味では、これは共通の展示会をやりましたり、その中で通産大臣賞ですとか局長賞を出す過程でそれぞれの

分野でのわざの磨き合いというのは行われておると思つております。

それからもう一つ、機械化と伝統工芸品の手づくりのコンプリクトというのでしようか、問題がござりますが、これは確かにある時代に大量生産しかも大量消費ということで、安くいいものをたくさんつくるという考え方だつたんですが、最近のどうも生産側の供給側の考え方も、やはりそれだけでは十分な付加価値がつけられないのではないかということで供給側にも反省がござりますし、需要側には最近のゆとりと豊かさをある程度反映したことございまして、単なる皆さんと同じものを使うというよりはやはり本物を志向するとか、あるいは皆さんと違つたものを使う、そういう文化的なものに対する志向というのも出てきまして、そういう面からこういう手づくりのものが見直されるということもあるのではないかと思うか。それも今回の法律の改正の一つのきっかけではなかつたかと思つております。

それから、そういう産地の人たちに対する基本的な方向性を明示すべきであるということでおっしゃるとおりでございまして、今回の法律改正の中で今までなかつた基本指針というのをつくりましたのもそういう方向、特に産地の活性化ということが非常に重要であるということを明示していきたいと思つております。

○政府委員(堤富里男君) 大臣の御答弁を補足させていただきます。  
先生おつしやるよう、和紙だけで九の産地がござりますし、仮に今井先生おつしやつたように、都市の指定で燃え上がつたころがありますけれども、あの当時は何か新産業都市の指定を受ければ

ぜひそのような方向に向かって御努力をいただけたいたいと思うんです。

そこで提案であります、伝統産業だから専業でやつていただけるというふうなことはなかなか難し

いものがたくさんあるわけです。これからいろいろな経済の変化等々があり、だから、兼業ならやつていただけるが専業ではやつていけない、というのがこれから出てくると思うんですね。ちょっと今思つてますが例を引きますと、養蚕業なんかは、これは大臣の地元なんでしょうか、専業ではもう養蚕業というのは成り立たぬでしよう、しか

し兼業では成り立っていますよね。そのような業種はたくさんあるわけです。だから、現在伝統産業に指定されておるのは事業でやっていますけれども、しかし、これからは兼業ならやつていけるという伝統産業もあると思うんですね。そのようなものの指定を考えることも必要ではなかろうかなというのが一つ。

それからもう一つは、例の文化財の場合には、国の指定だと、それから県の指定だと、市の指定だと、ランクがありますよね。だから、この伝統産業も国一本の指定でなくて、そうですね、これはどういうふうな表現をすればいいでしょうか、ジュニアといふ言い方が悪いんですけれども、というのは、産業としてこれからずっと保存していくかなくともいい、しかし地域のあるいは民芸品、工芸品としては残していきたいというものがあると思うんです。特に山陰なんかありますよね。だからそういうふうなものを、準指定といふとおかしいけれども、文化財でも国があり県があり市の指定があるよう、国の伝統産業指定のことを相談に乗つてそんな感じがするんですが、局長、どうでしようか。

○政府委員(堤豊君) 大変示唆に富んだ御提案をいただきましてありがとうございました。

現在の企業は確かに大変零細でございまして、先ほども申し上げましたが、自分だけで一人でやっている企業が二〇%、家族とだけでやっているのが四〇%、合わせましてそれで六〇%、大半現在でも兼業でやっているようなもののがかなり多いのではないかと。一企業当たり二百五十万といふのは、どうもそれだけで生活の糧を得ているとは思えないような低い金額でございます。

今回特にその点を考えまして活用計画というのを入れさせていただきましたのは、従来はメー

カーが伝統工芸品をつくるということだけに着目した施設をしていたのでございますが、むしろ伝

統工芸品を使い、あるいは伝統のわざを使って何か現代風な新しい商品、例えばつむぎをガラスの中に入込んで非常にきれいなガラスとして売り出す、あるいは陶磁器をスピーカーとしてつくつ

て、非常に音のいいスピーカーで、しかもきれい

な絵つけができるというようなものをつくるとい

うこともあわせてやることが結局産地全体の伝統工芸品の活性化につながるのではないか。

しかも、そういう動きが若い青年部というところから幾つかの産地で出てきておりますので、そ

ういう動きもつかんで、農業との兼業というのももちろんございますが、同じ兼業でも自分のわざ

を生かした兼業というような形での活性化を図

り、ただし、あくまでも伝統的なものは残してい

ただくという大目的だけは変えずに、そういう伝統的なわざが今後も日本人の財産として残ること

を期待したのが活用計画でございます。

それから二番目、ジュニアという言葉をお使いになりましたが、現在一千ぐらゐの産地がございまして、国が指定しているのが百七十四でございま

ますが、そのほかに約六百弱の県が指定しているのがござります。これが今先生のおっしゃるよう

な意味でのジュニアというようなものになつてい

るのではないか。ただ、そのジュニアの下にもまた大事な小規模産地がございますので、そういう

それぞれの業態に応じた施策を講じてまいりたい

と思っております。

○井上計君 ありがとうございます。

もう一つ、特定中小企業集積の活性化であります。すが、もちろんこれは法案についての審議はもう尽くされておりますから、大いにひとつ進めていただきたい、こう思います。ただ、先ほど申し上げましたように、余りにもきめ細かい中小企業に

対する法律、施策が我が国はある。きめ細か過ぎて逆にきめ粗くなつておるというふうな、そういう傾向もありますので、今度のこの法律が制度

に入れさせていただきましたのは、従来はメー

配慮とまた指導をお考えいただきたい、こう思います。

私は、こういうふうな指定が行われて、このよ

うなものを進めていく中で何といつても一番大事なのは、いわば集約事業、その中でやるリーダー

の問題だと思うんですね。だから、戦後、中小企

業に対するいろんな施策、近代化から構造改善か

らいろんな工場団地とか、ずっと見ていました

も、うまくいったところは全部リーダーがよかつたということです。どんなない施策であり、どん

ない計画であつても、リーダーがいないところ

は全部だめになつておると、こういうことであ

りますから、法律はこれからいろいろな意味でリーダーを養成するためはどうするか、これがやっぱ

り最大の私は課題ではないか、こんなふうに思

います。

しかし、中小企業者の中からみずからリーダーになつて云々といふうな人はそうたくさんいません。したがつて、そういうふうな人を国がど

のように発掘をするか、いろんな問題と関連しま

すけれども、これもぜひ法律を進め、いろんな計

画を進め、指導していく中で、ぜひともお考えを

いただきたいというふうにこれは要望して、私の質問を終わります。

○政府委員(南学政明君) 先生の御指摘は全くご

もつともであります。商業集積の活性化、いろ

んな町で、商店街で行われておりますが、これもリーダーが立派などころは立派な計画が進んで

いるというような実態にございまして、製造業の方でも全く同様だと思います。したがいまして、

今後中小企業事業団の大学校を活用したり、あ

るいは地域の支援センターにおいていろいろ人材の育成に努力をしてまいりたいと思つております。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないようで

すから、両案に対する質疑は終局したものと認め

ます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

います。——別に御発言もないようですから、こ

れより直ちに採決に入ります。

まず、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業制度の継続・改善に関する請願

(第一二四〇号)

一、中小企業の人材・後継者確保策の抜本強化に関する請願(第一四〇七号)

第一二四〇号 平成四年四月七日受理

炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業制度の継続・改善に関する請願

請願者 石川県石川郡鶴来町日向町和一

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第七六四号と同じである。

第一四〇七号 平成四年四月九日受理

中小企業の人材・後継者確保策の抜本強化に関する請願

請願者

福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員

石原健太郎君

我が国の経済は飛躍的な発展を遂げてきただが、その主役となってきた中小企業は、最大の危機に直面している。取り分け、人材・後継者不足は極めて深刻であり、その対策が強く求められている。については、起業家精神の源である中小企業の育成強化が日本経済の伸展に不可欠との視点に立ち、次の事項について実現を図られたい。

一、中小企業の労働力確保に対する技術開発・職場環境・企業イメージ改善などに対する金融・税制上の優遇措置を抜本的に強化すること。

二、中小企業の労働時間短縮を促進するため、各種奨励策を強化すること。

三、取引条件改善指導や下請代金遅延等防止法の運用を強化すること。

四、企業に就職協定を遵守させるなど、中小企業に新卒者が集まるよう環境整備を進めること。

第四号中正誤

ペジ 段行 誤 正

三 三終わり 大臣が 大臣に

二 二終わり 七 ような ように

第五号中正誤

ペジ 段行 誤 正

一 一終わり 二五 といふといふこと といふこと

三 二終わり 五 当たりあたり

第六号中正誤

ペジ 段行 誤 正

一 一四 前田敷君 前田敷男君

二 二終わり 五 経済企画長官 経済企画庁長官

四 三三 労働省 労働者

二 四終わり 三アセブリー アセンブリー

云 一二 当然 当選

第七号中正誤

ペジ 段行 誤 正

三 三終わり 六 適性 適正

六 一二 適性化 適正化





平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局